

平成23年度

定置用リチウムイオン蓄電池
導入促進対策事業費補助金

応募要領

(別冊)

大型カスタム蓄電システム用

平成25年9月

補助金の交付申請または受給される皆様へ

当法人の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当然ながら、当法人としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

従って、当法人の補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当法人からの補助金の予約決定通知を受け取る前に、補助対象として申し込んだ補助対象蓄電システム等についての売買等の契約を締結した場合や、発注等を完了させた場合については、補助金を受給できません。
3. 当法人からの予約決定通知後に、正当な理由なく予約の辞退や取下げがあった場合は、次回以降の申請について、お断りすることがあります。
4. 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
5. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当法人として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
6. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当法人から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
7. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

1. 事業概要	1
1-1. 事業目的	1
1-2. 事業概要	1
2. 公募の総額	2
3. 大型カスタム蓄電システムの定義	3
3-1. 大型カスタム蓄電システムの補助対象範囲	3
3-2. 付帯設備及び工事費	4
4. 事業スキーム	7
5. 実施内容	8
5-1. 大型カスタム蓄電システム事業スケジュール	8
5-2. 申請者	8
5-3. 大型カスタム蓄電システム申請フロー	12
6. 予約申請	13
6-1. S I I への製造事業者等の資格登録について	13
6-2. 大型カスタム蓄電システム指定資格審査機関による資格審査について	14
6-3. 蓄電池部認証	14
6-4. 個人申請者及び法人申請者の申請書類	14
6-5. 個人申請者（共同申請者）及び法人申請者（共同申請）の申請書類	17
6-6. 書類提出	20
6-7. 予約決定	20
6-8. 予約申請の取下げ	20
6-9. 本補助事業の計画変更	21
7. 交付申請について	21
7-1. 大型カスタム蓄電システム製品審査	21
7-2. 設置、据付工事	21
7-3. 交付申請、実績報告	21
7-4. 個人申請者及び法人申請者の申請書類	22
7-5. 個人申請者（共同申請）及び法人申請者（共同申請）の申請書類	24
7-6. 書類提出	26
7-7. 書類提出先及び問い合わせ先	26
7-8. 書類審査、現地検査	26
7-9. 交付決定及び確定について	27
7-10. 補助金の支払	27
8. 保守、点検	27
9. 他の補助事業との重複	27
10. 取得財産の管理等について	27
11. 補助金の返還、取り消し、罰則等について	28
12. 個人情報の利用目的	28
13. 申請者への留意事項	28
14. 様式及び作成要領	29

1. 事業概要

1-1. 事業目的

本事業は、電力需給対策の一環として、一般家庭及び事業所等で定置用リチウムイオン蓄電池（以下「蓄電システム」という。）の導入に際し、設置する機器及び付帯設備費用を補助し、電力使用の合理化の取り組みを促進することを目的とする。

1-2. 事業概要

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が認める蓄電システムの導入を行う一般家庭や事業所等に対して、導入のための経費（蓄電システム費用、工事費用の一部）を予算の範囲内で補助する。

(1) 事業名

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

(2) 補助対象機器

本事業で補助対象とする蓄電システムは、リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、且つ安全等を定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金の補助対象基準」（以下「補助対象基準」という。）に準拠していることが、第三者である指定認証機関の認証や審査に基づきS I Iにより認められているものとする。なお、リチウムイオン蓄電池部は、リチウムの酸化、還元で電氣的エネルギーを供給する蓄電池とする。

また、大型カスタム蓄電システムにおいては、S I Iに大型カスタム蓄電システム製造事業者として資格登録された事業者によって製造されたものであること。

※ 「補助対象基準」は、S I Iのホームページを参照。

※ 中古品は対象外とする。

※ 申請代行手数料は、補助対象とならない。

(3) 補助対象者

下記いずれかに該当する者。

①日本国内において、S I Iが認める蓄電システムを設置する個人（個人事業主含む）。

②日本国内において、S I Iが認める蓄電システムを設置する法人。

③日本国内において、S I Iが認める蓄電システムを個人（個人事業主含む）または法人に貸与する法人（リース事業者、新電力（PPS）事業者等）。

(4) 補助率

定率（1/3）

(5) 補助上限額

- ① S I I が認める蓄電システムを設置する個人（個人事業主含む）の場合は、補助金額の上限を100万円とし、その範囲内で機器費の1/3を補助する。
- ② S I I が認める蓄電システムを設置する法人の場合は、補助金額の上限を1億円とし、その範囲内で機器費及び付帯設備費、工事費の合計額の1/3を補助する。また、工事費の補助金額は機器費の補助金額を上限とする。
但し、法人であって、S I I が認める蓄電システムを民生用住宅の専有部分に設置する場合、当該部分一件当たりの補助金額の上限を100万円とし、その範囲内で機器費の1/3を補助する。

(6) 補助金の申請方法

補助金の申請は、対象となる蓄電システムを設置する前後において、以下の申請を行うこととする。

① 予約申請

対象となる蓄電システムを契約または購入、設置する前に予約申請を行うこと。S I I により予約申請が認められた場合、予約決定通知書が発行される。

※補助対象機器であって、予約申請の開始前に契約または購入、設置された機器については、補助対象外とする。

② 交付申請（実績報告）

予約決定通知書を受け取った後、予約申請時に設置を予定した蓄電システムの契約または購入、設置を速やかに完了させ、交付申請を行うこと。S I I により交付申請が認められた場合、補助金交付決定通知書が発行される。

※交付申請は、設置工事の完了報告（実績報告）を兼ねるため、補助対象機器の設置工事完了後に合わせて申請手続きを行うこととする。

(7) 事業期間

予約申請の公募開始から、平成26年3月31日まで。

但し、予約申請期限は平成25年9月30日までとし、交付申請期限は平成26年1月末日（予定）までとする。

※蓄電池設置場所住所が「本補助金を前提に地方議会の議決がなされている地域」の場合、予約申請は平成25年12月31日まで受け付ける。

※ 予約決定通知書送付前に契約または購入、設置した場合は対象外とする。

※ 予約申請の合計額が予算額に達した場合、予約申請受付期間内であっても事業は終了する。

2. 公募の総額

210億円の内数

3. 大型カスタム蓄電システムの定義

大型カスタム蓄電システムとは、蓄電容量が10kWh以上であり、蓄電システムの使用者（所有者）と、蓄電システムを提供する事業者（製造事業者等）の間で仕様に関して書面による合意が存在する蓄電システムであり、且つ一つの電力変換装置が、他の電力変換装置を介さずに10kWh以上の蓄電池部に接続されているものとする。

※例【(5kWh+インバーター一つ) + (5kWh+インバーター一つ)】の蓄電システムは対象外。

3-1. 大型カスタム蓄電システムの補助対象範囲

本事業で補助対象とする大型カスタム蓄電システムは、SIIに「大型カスタム蓄電システム製造事業者等」として資格登録された製造事業者等によって製造された機器であり、且つリチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、安全等を定めた「補助対象基準」に準拠していることが、第三者である指定認証機関の認証や審査に基づきSIIにより認められているものとする。なお、リチウムイオン蓄電池部は、リチウムの酸化、還元で電気的エネルギーを供給する蓄電池とする。

また申請者が法人格を有する場合、対象の大型カスタム蓄電システムを事業所等に設置する工事費と、対象の大型カスタム蓄電システムに付随する筐体（キュービクル）や表示装置などの付帯設備費を補助対象とする。詳細に関しては「補助対象基準」を参照。

補助金受給者(申請主体)		個人(※1)	法人(※2)
蓄電容量		10kWh 以上	
蓄電システム	下記①②の両方を備えた蓄電システム ①蓄電池部(リチウムイオン蓄電池) ②電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ(※3)等)	補助対象	
付帯設備	①キュービクル(※4) ②計測・表示装置(※5) など	補助対象外 (※6)	補助対象
工事	①基礎工事 ②据付・配線工事 など	補助対象外	

※1 個人の補助金額の上限は100万円までとする。

※2 法人の補助金額の上限は1億円までとする。

※3 補助対象大型カスタム蓄電システムに付随するものに限ること。

※4 キュービクルとは、リチウムイオン蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器、配線等を収納する箱（外箱）であり、各種法令により定められた基準に準拠するものとする。

※5 他の機器に付随しない大型カスタム蓄電システム専用のものに限ること。

※6 付帯設備は、大型カスタム蓄電システムと一体型の機器として指定認証機関の審査を受け、S I Iに認められた場合、補助対象とする。

但し、以下は補助対象外とする。

- ① 撤去費（既存建築物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費及び設備本体に直接関係のない工事費
- ② 調機、照明器具、発電装置等、負荷となる設備費
- ③ 経費（設計費、管理費、交通費、会議費、手数料 など）
- ④ 消費税

3-2. 付帯設備及び工事費

大型カスタム蓄電システムを事業所等に設置する場合であり、且つ申請者が法人格を有する場合のみ、以下の付帯設備及び工事費を補助対象とする。但し、付帯設備及び工事費の補助金額は機器費の補助金額を上限とする。付帯設備及び工事費の補助申請を行う事業者（所有権者）は、申請対象が以下の基準に準拠していることを確認し、申請書に必要事項を記入のうえ、指定した提出書類とともにS I Iに提出すること。

3-2-1. 付帯設備

(1) キュービクル

屋内・屋外ともキュービクルは補助対象とする。なお、キュービクルとは、リチウムイオン蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器、配線等を収納する箱（外箱）であり、各種法令により定められた基準に準拠するものとする。

(2) 計測・表示装置

他の機器に付随しない大型カスタム蓄電システム専用の計測・表示装置は補助対象とする。

3-2-2. 工事費

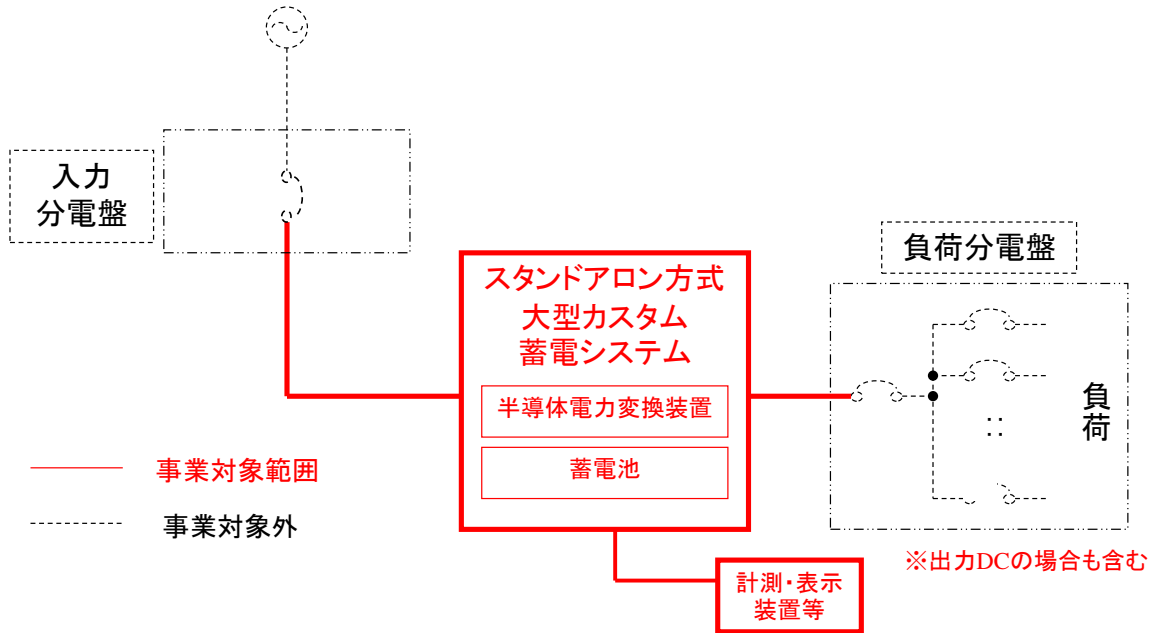
(1) 基礎関係工事

基礎工事は補助対象とする。但し、既設建物の屋上設置の場合、屋上等防水処理工事は必要最低限を補助対象とする。既設建物の補強工事、整地工事等は補助対象外とする。新築建物の場合、補助対象外とする。

(2) 据付・配線工事

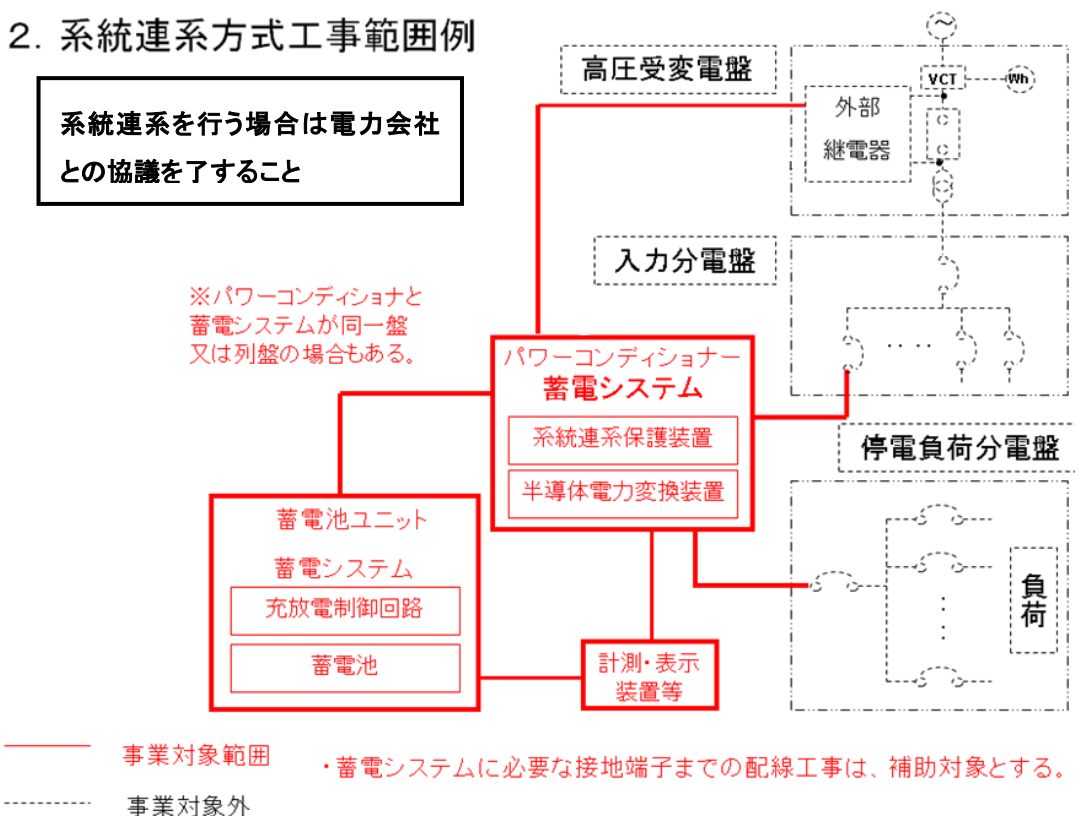
据付・配線工事は必要最低限の範囲内のものを補助対象とする。配管、ラック、掘削埋戻しは必要最低限を補助対象とする。配線の補助金対象となる工事範囲としては、単線結線図1～3に例として示すように、交流分電盤（接地も含む）から大型カスタム蓄電システムまでと、大型カスタム蓄電システムから負荷分電盤（接地も含む）までを補助対象とする。また、大型カスタム蓄電システムの運用に必要な信号線工事も補助対象とする。新築建物の場合、補助対象外とする。

1. スタンドアロン方式工事範囲例



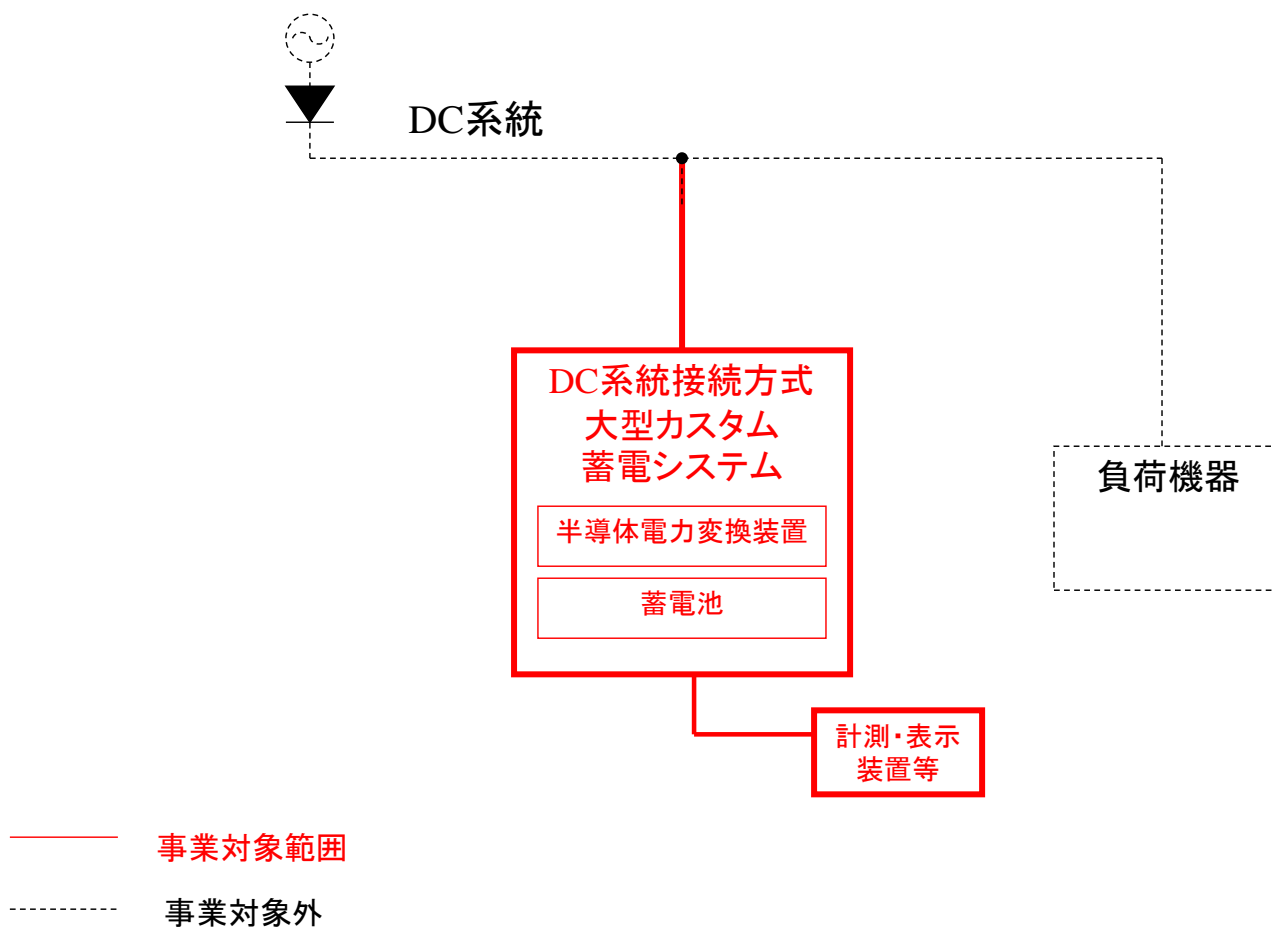
・大型カスタム蓄電システムに必要な接地端子までの配線工事は、補助対象とする。

2. 系統連系方式工事範囲例



・蓄電システムに必要な接地端子までの配線工事は、補助対象とする。

3. DC系統接続方式工事範囲例



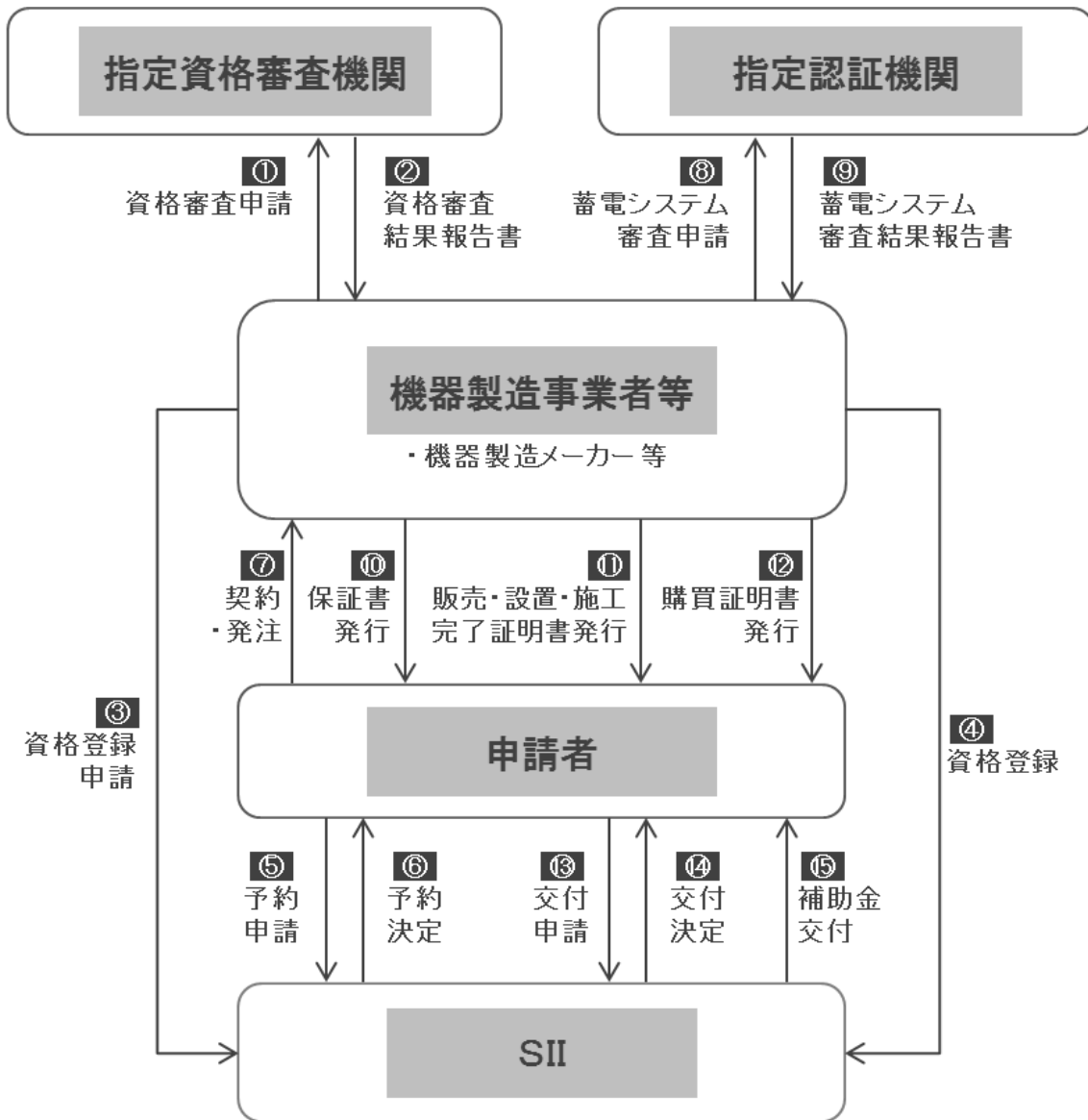
(3) 適用規格・法規等

本工事の設計・施工に当たっては、関連する下記の適用規格・法規等に基づくものとする。

- ① 労働基準法
- ② 労働安全衛生法
- ③ 電気事業法
- ④ 電気設備技術基準
- ⑤ 防法及び関係法令
- ⑥ 建築基準法及び関係法令
- ⑦ 日本工業規格（JIS）
- ⑧ 日本電機工業会標準規格（JEM）
- ⑨ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ⑩ 日本電線工業会規格（JCN）

4. 事業スキーム

(大型カスタム蓄電システムを設置する場合の例)



5. 実施内容

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金の業務については、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程によるほか、以下による。

5-1. 大型カスタム蓄電システム事業スケジュール

(1) 補助金予約申請受付期間

平成24年6月12日（火）～平成25年9月30日（月）

※蓄電池設置場所住所が「本補助金を前提に地方議会の議決がなされている地域」の場合、平成25年12月31日（火）まで受け付ける。

(2) 補助金交付申請受付期間

平成24年6月12日（火）～平成26年1月末日（予定）

(3) 大型カスタム蓄電システム公募説明会

公募説明会は下記の日程をもって終了しました。

平成24年6月15日（金）	公募説明会（東京会場）
平成24年6月18日（月）	公募説明会（大阪会場）
平成24年6月19日（火）	公募説明会（福岡会場）

5-2. 申請者

補助金申請者は以下の4つに分類され、提出する申請書・提出書類がそれぞれ異なる。

(1) 個人申請者

日本国内において、S I I が認める大型カスタム蓄電システムを設置する個人（個人事業主含む）が申請を行う場合。

(2) 個人申請者（共同申請）

日本国内において、S I I が認める大型カスタム蓄電システムを個人（個人事業主含む）に貸与する法人（リース事業者、新電力（PPS）事業者等）が、機器を使用するその個人（個人事業主含む）と共同で申請を行う場合。

(3) 法人申請者

日本国内において、S I I が認める大型カスタム蓄電システムを設置する法人が申請を行う場合。

※新築分譲マンション等については、開発事業者（デベロッパー等）が予約申請手続きを行い、共用部分にS I I が認める大型カスタム蓄電システムを設置後、管理組合が所有権を有することを示す書類が提出できる場合は、対象とする。

※法人が所有、管理する民生用住宅（賃貸住宅、社宅等）の専有部分に設置する場合も対

象とする。申請書は、大型カスタム蓄電システム（共同申請）用申請書を使用し、個人申請として申請すること。

(4) 法人申請者（共同申請）

日本国内において、S I I が認める大型カスタム蓄電システムを事業者等の法人に貸与する法人（リース事業者、新電力（P P S）事業者等）が、機器を使用するその法人と共同で申請を行う場合。

※ 申請者（共同申請の場合はその使用者）が、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から補助対象機器（付帯設備、工事を含む）の調達を受ける場合は、利益等排除の対象とする。また、設置しようとする者または貸与を受けようとする者自身が製造する大型カスタム蓄電システムを設置する場合についての交付は認めない。

（詳しくは 5 - 2 - 2 を参照。）

申請者、代理申請者は特に以下の点に留意すること。また、表紙裏の“補助金の交付申請又は受給される皆様へ”についても確認すること。

- ① 予約決定通知書を受ける前に、導入しようとする大型カスタム蓄電システムの契約または購入、設置を行わないこと。
- ② 申請者、代理申請者は、本補助事業の進捗管理を行い、予定通り設置が完了するように努めること。なお、適宜 S I I からその状況報告を依頼する場合がある。
- ③ 申請者、代理申請者は、最後まで本補助事業を遂行することを心がけること。なお、予約の辞退や取下げがあった申請者について、次回以降の申請を受理しない場合がある。
- ④ S I I は大型カスタム蓄電システムを本補助事業の対象として認めるが、大型カスタム蓄電システムの導入を図る予約者と施工会社等との契約、施工、機器等の品質・性能、導入完了後の保守や保証、知的財産権等を S I I が保証するものではない。万一上記に関する紛争が起きても S I I は関与しないこととする。

※ 代理申請者とは、申請者から依頼を受けて申請手続きを代理するもの。

代理申請者は、申請者から依頼された内容について、間違いや不備等のないよう注意して申請すること。

5-2-1. 共同申請の場合

大型カスタム蓄電システムを使用する個人または法人に貸与する事業者「リース事業者、新電力（PPS）事業者等」（以下「対象機器所有者」という。）が申請する場合は、対象機器使用者と共同申請を行う必要がある。対象機器所有者が主となり、対象機器使用者とともに共同申請を行うこと。

(1) リース料金

補助金は対象機器所有者に交付される。リース料金の元金から補助金相当分が減額されていることを証明する書類（補助金無しの場合のリース料金と補助金有りの場合のリース料金、リース料金の元金、資金コスト（調達金利根拠、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。

(2) リース期間

導入した大型カスタム蓄電システムを法定耐用年数（6年）の間、使用することを前提とした契約とし、法定耐用年数以上での契約期間とする。但し、リース契約期間が法定耐用年数より短くせざるを得ない正当な理由がある場合は、リース期間満了後、法定耐用年数以上まで再リースする旨を契約書・特記事項に記載して法定耐用年数まで大型カスタム蓄電システムを運用する契約とすること。よって、リース終了後、法定耐用年数以内に大型カスタム蓄電システムを撤去する内容の契約について、これを認めない。

5-2-2. 補助事業における利益等排除について

申請者（共同申請の場合はその使用者）が以下の（1）の①及び②の関係にある会社から大型カスタム蓄電システム（付帯設備、工事を含む）の調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、利益等排除の対象とする。

また、設置しようとする者または貸与を受けようとする者自身が製造する大型カスタム蓄電システムを設置する場合についての交付は認めない。

(1) 利益等排除の対象

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- ① 100%同一の資本に属するグループ企業
- ② 申請者の関係会社（上記①を除く）

(2) 利益等排除の方法

① 100%同一の資本に属するグループ企業の大型カスタム蓄電システム（付帯設備、工事を含む）の申請を行う場合、申請金額が当該機器の製造原価以内（または当該工事の工事原価以内）であると証明できる場合は、申請金額をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、当該グループ企業の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）

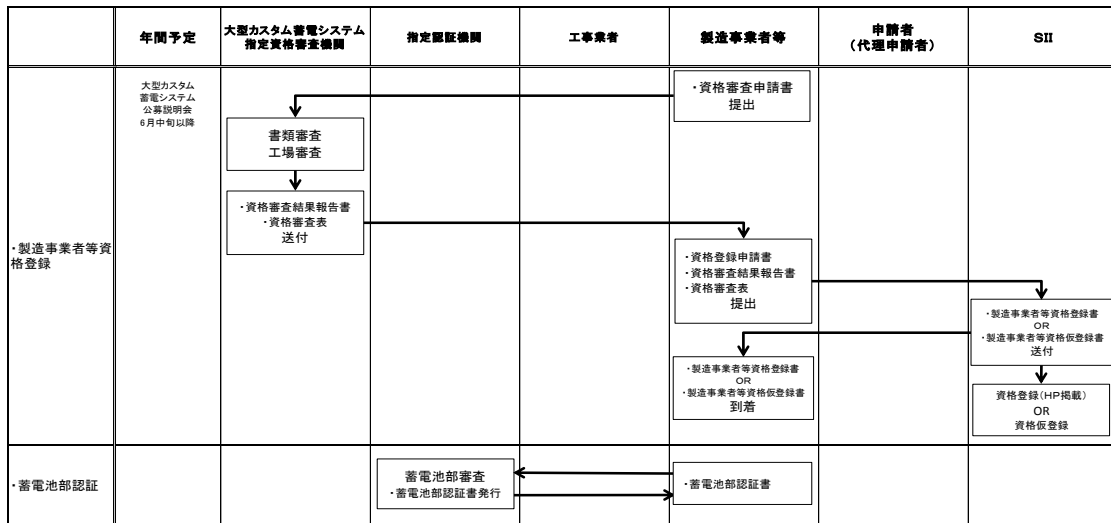
における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって申請金額から利益相当額の排除を行う。

②申請者の関係会社（上記①を除く）の大型カスタム蓄電システム（付帯設備、工事を含む）の申請を行う場合、申請金額が当該機器の製造原価（または当該工事の工事原価）と当該機器に対する経費等の販売費及び一般管理費（または当該工事に対する経費等の工事費及び一般管理費）との合計以内であると証明できる場合、申請金額をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって申請金額から利益相当額の排除を行う。

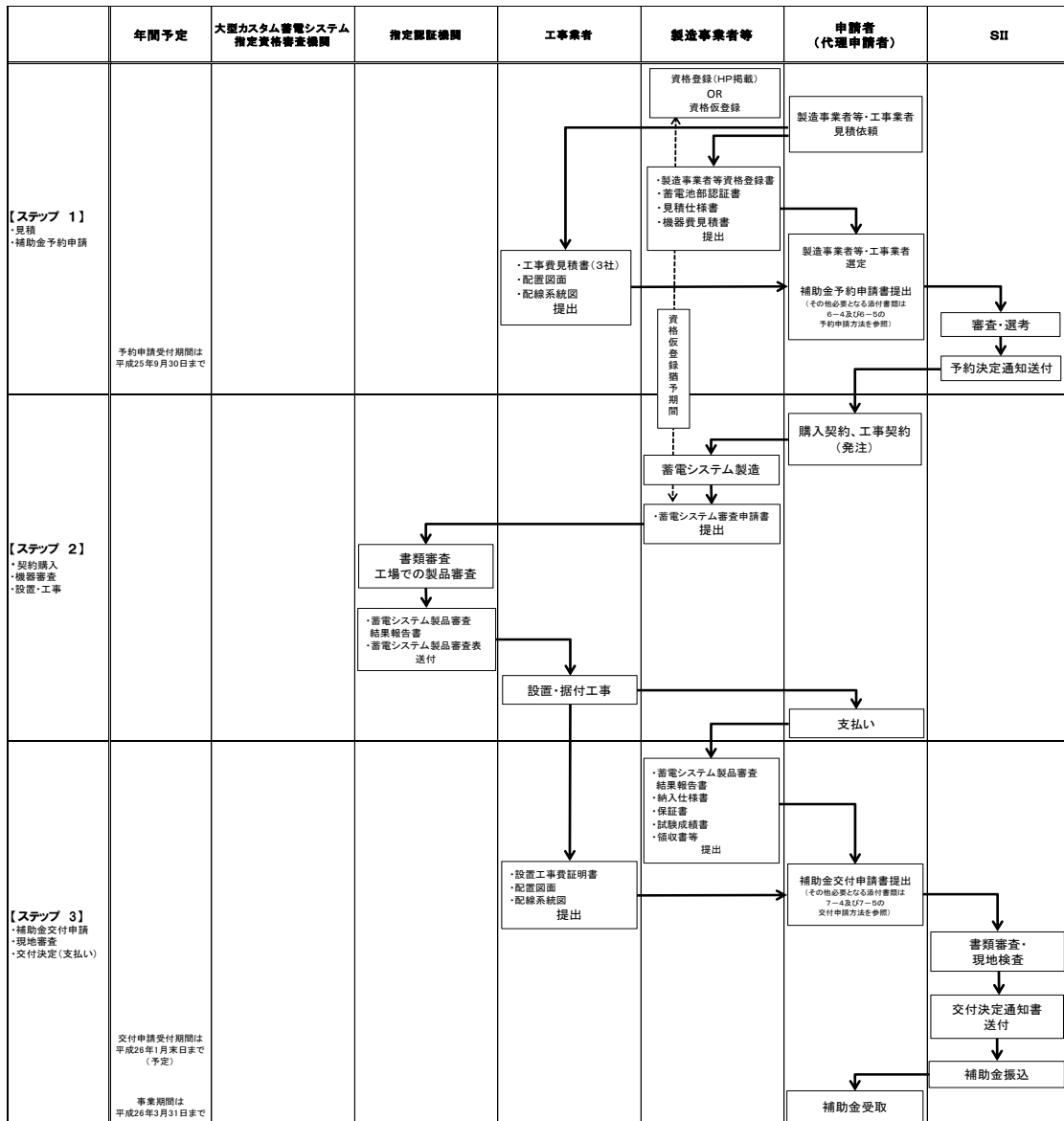
※ 「製造原価」、「工事原価」、「販売費及び一般管理費」、「工事費及び一般管理費」については、それが当該機器及び工事に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

5-3. 大型カスタム蓄電システム申請フロー

(1) 製造事業者等資格登録・蓄電池部認証



(2) 申請フロー



6. 予約申請

予約申請とは、S I I が申請件数及び交付予定金額を把握するためのものであり、補助金交付及び金額を決定するものではない。また予約決定時の予約決定金額は、その後の交付申請時の上限金額となる。補助金申請者は、大型カスタム蓄電システムの契約または購入、設置を行う前に必ず予約申請を行わなければならない。また、補助対象となる大型カスタム蓄電システムを製造する製造事業者等は、予めS I I に大型カスタム蓄電システム製造事業者として資格登録されている必要がある。

補助金申請者は、大型カスタム蓄電システム製造事業者等と工事業者を見積り等により選定し、S I I ホームページ (<http://www.sii.or.jp/>) の「補助金予約申請書」等をダウンロードし、予約申請に必要な書類を集め、予約申請を行う。

※ 予約申請時に提出する見積仕様書に記載されている製品の仕様を、交付申請時に変更することは原則として認めない。補助金申請者と大型カスタム蓄電システム製造事業者等は製品の仕様を細部まで詰めた上で予約申請を行うこと。

6-1. S I I への製造事業者等の資格登録について

大型カスタム蓄電システム製造事業者等は、以下の要件を満たし、補助対象となる大型カスタム蓄電システムの予約申請前にS I I に製造事業者として資格登録を行うこと。登録の方法についてはS I I のホームページを参照。

資格登録された製造事業者は、S I I のホームページにて順次発表する。

- (1) 蓄電システムを国内において出荷していること。
- (2) 事業及び企業の継続性があること。
- (3) 製造、販売事業者として、製造物責任法（PL法）を遵守できること。
- (4) 一つ一つのパッケージ（※）に対し型番を付与でき、保証書の発行が行えること。
※ パッケージとは、大型カスタム蓄電システムとして申請する一連の機器を一つにまとめたものを意味する。
- (5) 出荷・サービスに関しては情報セキュリティに配慮すること。
- (6) 有償無償を問わず、対象大型カスタム蓄電システムの法定耐用年数（6年）の間、設置する大型カスタム蓄電システムの保証、修理、メンテナンス、サポートが継続して行えること。
- (7) (6) を実行するための国内拠点を有すること。
- (8) 使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法を使用者（所有者）に明示すること。明示は、添付書類に明記するとともにホームページにも明記すること。
蓄電池部分が分離されるものについては蓄電池部の添付書類に明記すること。
【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」
- (9) S I I が指定する大型カスタム蓄電システム指定資格審査機関による製造事業者等の資格審査に合格していること、またはJ E A蓄電池設備認定委員会（事務局：一般社団法人電池工業会）により蓄電池設備資格審査登録事業者（設備区分：「蓄電池設備」）として登録されていること。

6-2. 大型カスタム蓄電システム指定資格審査機関による資格審査について

資格審査とは、大型カスタム蓄電システム指定資格審査機関によって「大型カスタム蓄電システムに関する製造事業者等の資格審査規則」を満たしているかどうかの書類審査及び工場審査を行うことである。

※ 大型カスタム蓄電システム指定資格審査機関はS I Iのホームページを参照。

※ 「大型カスタム蓄電システムに関する製造事業者等の資格審査規則」については、S I Iのホームページを参照。

6-2-1. 資格審査要件の「一般社団法人電池工業会が認める蓄電池設備整備資格者」について

資格審査の要件である「一般社団法人電池工業会が認める蓄電池設備整備資格者」を有していない製造事業者等に関しては、必ず資格を取得すること。

※ 「蓄電池設備整備資格者」受講については、一般社団法人電池工業会のホームページを参照。

また、「一般社団法人電池工業会が認める蓄電池設備整備資格者」講習申し込みから、資格者免状を取得するまでの間に限り、受講票のコピーを持って、資格審査を受けることができる。この場合、資格仮登録とし、S I Iのホームページへの掲載は行わない。また、この資格仮登録は、予約決定後、工場での製品審査を受けるまでに正規の資格登録を受けなければならない。

6-3. 蓄電池部認証

大型カスタム蓄電システムに使用するリチウムイオン蓄電池は、S I Iが指定する指定認証機関から「SBA S1101:2011」を満たした部品認証を受けたものでなければならない。

補助金申請者は、当該大型カスタム蓄電システムの予約申請時に指定認証機関の認証書のコピーを大型カスタム蓄電システム製造事業者等から受け取り、予約申請時と交付申請時に提出すること。

※ 認証書の内容が部品認証（条件付き）の場合は、大型カスタム蓄電システムを製造後、出荷前に指定認証機関から当該部分の条件を満たした部品認証を受け、交付申請時に再発行された認証書を提出すること。

※ 詳しくは「補助対象基準」を参照。

6-4. 個人申請者及び法人申請者の申請書類

大型カスタム蓄電システム申請者用申請書類一式をS I Iに提出すること。

※ 個人の補助金額の上限は100万円までとし、その範囲内で機器費の1/3を補助する。

※ 個人申請の付帯設備、工事費は補助対象外とする。

※ 法人の補助金額の上限は1億円（一つの敷地内に購入・設置する場合）までとし、その範囲内で機器費、及び付帯設備費、工事費の合計額の1/3を補助する。

※ 付帯設備、工事費については複数の業者（3社以上）から見積書を取得し、うち最も安価な見積金額に基づいて申請書等を作成すること。また合わせて配置図面、配線系統図、工事費内訳書を提出すること。

予約申請【大型カスタム蓄電システム申請者用】提出書類(1/2)

様式	提出書類名称	確認事項	原本	写し	備考
様式1	補助金予約申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者情報記載に添付の申請者本人確認書と同じ内容が記載されている。 設置施工情報に記載する日付は、補助金交付申請期限の平成26年1月末日以前である。 補助対象経費内訳書の補助申請金額合計が記載されている。 【要：申請担当者の署名捺印】 <ul style="list-style-type: none"> 同意事項に申請担当者の署名捺印がされている。 署名は自筆である。 	●		
様式2	補助対象経費内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の補助対象経費機器の金額(工事費、消費税、諸経費含まず)、台数が記載されている。 工事費の補助金申請をしない場合は、設備工事情報には¥0と記載している。 工事費の補助金申請をする場合、設備工事情報には複数の工事業者から取得した見積りのうち最も安価な金額を記載している。 	●		
様式3	大型カスタム蓄電システム申請者 実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 予約申請書の提出日から3ヶ月以内に発行された書類である。 補助金予約申請書に記載する申請者情報と同じ内容である。 下記の書類のうち、いずれか一つの書類が添付されている。 ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※個人申請の場合は、下記の書類のうちいずれか一つの書類が添付されている。 (有効期限内のものであること) <ul style="list-style-type: none"> ①運転免許証 ②健康保険証 ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 		●	
様式4	大型カスタム蓄電システム申請者 財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ※個人申請の場合は、本書類は添付不要。 ※直近3期分の決算報告書(損益計算書、貸借対照表)が添付されている。 		●	
様式5	蓄電システム 設置工事費見積書 及び 蓄電システム指定工事費内訳書(別紙1) / 蓄電システム指定工事費内訳明細書(別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> ※工事費が発生しない場合、もしくは補助対象とならない場合本書類は添付不要である。 【要：発行者(設置・施工業者)の捺印】 異なる3社以上の設置・施工業者から設置工事費見積書と指定工事費内訳書(別紙1)を取得し、うち最も安価なものに基づいた金額が補助金予約申請書に記載されている。 3社見積りの内、採用された最も安価なものについては、指定工事費内訳明細書(別紙2)を取得すること。 見積書に設置・施工業者の捺印がされている。 SII指定工事費内訳書・指定工事費内訳明細書には、設置工事費見積書のうち補助対象となる申請金額を抜粋した金額が記載されている。 「宛先(注文者)」に申請者の法人名が記載されている。 		●	3社見積り 別紙1は3社分 別紙2は1社分
様式6	蓄電システム 配置図面 及び 蓄電システム 配線系統図面	<ul style="list-style-type: none"> ※工事費が発生しない場合、もしくは補助対象とならない場合でも本書類は添付すること。 【要：発行者(設置・施工業者)の捺印】 設置・施工業者名が明記されている。 補助対象経費に記載した、複数の設置・施工業者から取得した見積りのうち最も安価な業者が発行した配置図面及び配線系統図面が添付されている。 工事範囲・補助対象範囲がわかるように未記されている。 配線の太さ、接続先が記載されている。 		●	1社分
様式7	蓄電システム見積書	<ul style="list-style-type: none"> 【要：発行者(販売事業者)の捺印】 見積書に発行者(販売事業者)の捺印がされている。 「宛先(注文者)」に申請者名が記載されている。 補助対象である「蓄電システムメーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」が正確に記載されている。 補助対象機器の金額(工事費、消費税、諸経費含まず)が明確に記載されている。 ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの。		●	

予約申請【大型カスタム蓄電システム申請者用】提出書類(2/2)

様式	提出書類名称	確認事項	原本	写し	備考
様式8	見積仕様書	<p>【要：申請者、大型カスタム蓄電システム製造事業者等の署名、捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「製品仕様書」、「単線結線図」、「外形図」の3点を添付すること。 ・見積仕様書には、必ず申請者(使用者)と蓄電システム製造事業者等の捺印がされている。 ・「宛先(注文者)」に申請者名が記載されている。 ・当該大型カスタム蓄電システム見積書に関しての製品仕様が明確に記載されている。 ・以下の項目が正確に記載されていること。 <p>①蓄電システムメーカー名 ②蓄電システム製造工場名 ③蓄電システム/パッケージ型番 ④定格出力(W・kW・MW) ⑤定格出力可能時間(分) ⑥必要とする外部電力(W・kW・MW) ⑦蓄電池部型番 ⑧単電池の定格容量(Ah) ⑨単電池の公称電圧(V) ⑩使用する単電池の数(個) ⑪蓄電池の蓄電容量(Wh・kWh・MWh)</p>		●	要設置個数分
様式9	蓄電池部認証書	<p>【要：指定認証機関の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIIが指定する指定認証機関の認証書である。 ・見積仕様書の蓄電池部の型番と、蓄電池部認証書に明記されている型番が同一である。 ・認証規格が「SBA S1101:2011」である。 ・部品認証(条件付)の認証書の場合は、大型カスタム蓄電システムを製造後、出荷前に指定認証機関から当該部分の条件を満たした部品認証を受け、交付申請時に再発行された認証書を提出すること。 		●	
様式10	製造事業者等資格登録書 または 製造事業者等資格仮登録書	<p>【要：SIIの捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者または仮登録者の名称は当該大型カスタム蓄電システムの製造事業者等である。 ・製造事業者等資格仮登録書の場合は、蓄電システムの製造工場における製品審査までに製造事業者等資格の本登録を済ませること。 		●	

6-5. 個人申請者（共同申請者）及び法人申請者（共同申請）の申請書類

大型カスタム蓄電システム（共同申請）申請者用申請書類一式をS I Iに提出すること。

- ※ 法人の補助金額の上限は1億円（一つの敷地内に購入・設置する場合）までとし、その範囲内で機器費、及び付帯設備費、工事費の合計額の1/3を補助する。
- ※ 個人の補助金額の上限は100万円までとし、その範囲内で機器費の1/3を補助する。
- ※ 個人申請の付帯設備、工事費は補助対象外とする。
- ※ 付帯設備、工事費については複数の業者（3社以上）から見積書を取得し、うち最も安価な見積金額に基づいて申請書等を作成すること。また合わせて配置図面、配線系統図、工事費内訳書を提出すること。

予約申請【大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用】提出書類(1/2)

様式	提出書類名称	確認事項	原本	写し	備考
様式1	補助金予約申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・設置施工情報に記載する日付は、補助金交付申請期限の平成26年1月末日以前であること。 ・補助対象経費内訳書の補助申請金額合計が記載されている。 	●		
様式2	共同申請者予約申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者情報に、添付の実在証明書類と同じ内容が記載されている。 ・所有者情報の担当者名は、添付の本人確認書類と同じ内容が記載されている。 ・使用者情報は、補助金予約申請書に記載した同じ使用者情報である。 ・リース契約情報のリース期間は、法定耐用年数(6年)以上である。 <p>【要: 対象機器使用者、対象機器所有者の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意事項に、対象機器使用者と対象機器所有者の署名捺印がされている。 ・署名は自筆である。 	●		
様式3	補助対象経費内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の補助対象機器の金額(工事費、消費税、諸経費含まず)、台数が記載されている。 ・工事費の補助金申請をしない場合は、設備工事情報には¥0と記載している。 ・工事費の補助金申請をする場合は、設備工事情報には複数の工事業者から取得した見積りのうち最も安価な金額を記載している。 		●	
様式4	対象機器所有者実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・予約申請書の提出日から3ヶ月以内に発行された書類である。 ・共同申請者予約申請書に記載する対象機器所有者情報と同じ内容である。 ・下記の書類のうち、いずれか一つの書類が添付されている。 <p>①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書</p>		●	
様式5	対象機器所有者財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3期分の決算報告書(損益計算書、貸借対照表)が添付されている。 		●	
様式6	対象機器所有者 担当者本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・共同申請者用申請書の担当者名に記載した内容を証明する書類である。 ・下記の書類のうちいずれか一つの写しである。 ※有効期限内のものであること。 <p>①運転免許証 ②健康保険証 ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳</p>		●	
様式7	蓄電システム リース見積書	<p>【要: 発行者(リース事業者等)の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書に発行者(リース事業者等)の捺印がされている。 ・「宛先(注文者)」に対象機器使用者名が記載されている。 ・「対象機器使用者名」「対象機器所有者名」「リース開始日」「リース終了日」「リース期間」が明確に記載されている。 ・補助対象である「蓄電システムメーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」「補助対象機器の金額(工事費、消費税、諸経費含まず)」が明確に記載されている。 ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの。 ・リース料金は元金(補助対象費)から補助金相当分を減額した金額で算出されている。 ・補助金無しの場合のリース料金と補助金有りの場合のリース料金、リース料金の元金、資金コスト(調達金利根拠、手数料、保険料、税金等)が明示されている。 ・リース契約期間が、補助対象機器の法定耐用年数(6年)以上である。 ・補助金予約申請書記載の内容を証明する内容である。 		●	要設置個数分
様式8	蓄電システム設置工事費見積書 及び 蓄電システム 指定工事費内訳書(別紙1) / 蓄電システム指定工事費 内訳明細書(別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> ※工事費が発生しない場合、もしくは補助対象とならない場合本書類は添付不要である。 【要: 発行者(設置・施工事業者)の捺印】 ・異なる3社以上の設置・施工事業者から設置工事費見積書と指定工事費内訳書(別紙1)を取得し、うち最も安価なものに基づいた金額が補助金予約申請書に記載されている。 ・3社見積りの内、採用された最も安価なものについては、指定工事費内訳明細書(別紙2)を取得すること。 ・見積書に設置・施工事業者の捺印がされている。 ・SII指定工事費内訳書・指定工事費内訳明細書には、設置工事費見積書のうち補助対象となる申請金額を抜粋した金額が記載されている。 ・「宛先(注文者)」に申請者の法人名が記載されている。 		●	3社見積り 別紙1は3社分 別紙2は1社分
様式9	蓄電システム 配置図面 及び 蓄電システム 配線系統図面	<ul style="list-style-type: none"> ※工事費が発生しない場合、もしくは補助対象とならない場合でも本書類は添付すること。 【要: 発行者(設置・施工事業者)の捺印】 ・設置・施工事業者名が明記されている。 ・補助対象経費に記載した、複数の設置・施工事業者から取得した見積りのうち最も安価な業者が発行した配置図面及び配線系統図面が添付されている。 ・工事範囲・補助対象範囲がわかるように朱記されている。 ・配線の太さ、接続先が記載されている。 		●	1社分

予約申請【大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用]提出書類(2/2)

様式	提出書類名称	確認事項	原本	写し	備考
様式10	見積仕様書	<p>【要:申請者、大型カスタム蓄電システム製造事業者等の署名、捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「製品仕様書」、「単線結線図」、「外形図」の3点を添付すること。 ・見積仕様書には、必ず申請者(使用者)と蓄電システム製造事業者等の捺印がされている。 ・「宛先(注文者)」に申請者名が記載されている。 ・当該大型カスタム蓄電システム見積書に関しての製品仕様が明確に記載されている。 ・以下の項目が正確に記載されていること。 <p>①蓄電システムメーカー名 ②蓄電システム製造工場名 ③蓄電システムパッケージ型番 ④定格出力(W・kW・MW) ⑤定格出力可能時間(分) ⑥必要とする外部電力(W・kW・MW) ⑦蓄電池部型番 ⑧単電池の定格容量(Ah) ⑨単電池の公称電圧(V) ⑩使用する単電池の数(個) ⑪蓄電池の蓄電容量(Wh・kWh・MWh)</p>		●	要設置個数分
様式11	蓄電池部認証書	<p>【要:指定認証機関の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIIが指定する指定認証機関の認証書である。 ・見積仕様書の蓄電池部の型番と、蓄電池部認証書に明記されている型番が同一である。 ・認証規格が「SBA S1101:2011」である。 ・部品認証(条件付)の認証書の場合は、大型カスタム蓄電システムを製造後、出荷前に指定認証機関から当該部分の条件を満たした部品認証を受け、交付申請時に再発行された認証書を提出すること。 		●	
様式12	製造事業者等資格登録書 または 製造事業者等資格仮登録書	<p>【要:SIIの捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者または仮登録者の名称は当該大型カスタム蓄電システムの製造事業者等である。 ・製造事業者等資格仮登録書の場合は、蓄電システムの製造工場における製品審査までに製造事業者等資格の本登録を済ませること。 		●	

6-6. 書類提出

補助金申請者は予約申請書類一式を作成後、原本をS I Iに郵送する。

封筒表面に赤字で『補助金予約申請書在中』と必ず記入すること。

書類提出の際は以下の点に留意すること。

- ① S I I から申請者に申請書受け取りの連絡は行わない。
- ② 提出は郵送によるものとする。申請書は信書に該当するため、宅配便等で送付することは法律で認められていない。
- ③ 到着確認の問い合わせについて、S I I では応じないこととする。到着確認が必要な場合は書留または簡易書留にて送付すること。
- ④ 受理した申請書等は返却しないこととする。(内容について確認する必要があるため、予約申請書類一式の写し(コピー)を申請者が必ず保管すること。)
- ⑤ 書類の差し替えについては応じないこととする(S I I が求める場合を除く)。
- ⑥ 申請書類の記述内容に虚偽が認められた場合は、申請を受理しない場合がある。
- ⑦ 申請書類が、応募要領に従っていない場合や重度の不備がある場合は、申請を原則受理しないこととする。

6-7. 予約決定

予約申請書を受け付けた後、S I I が審査・選考を行い、その内容が適正であると認められる者に対し予約決定通知書を発行する。なお、予約決定通知書は、補助金交付及び金額を決定するものではない。

※ 予約の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申請者に通知することとする。

※ 審査状況の問い合わせについて、S I I では応じないこととする。

※ 補助金交付制度上、見積金額が標準的な金額(S I I が市場調査等により算定した金額)に対して著しく高額な場合、補助申請金額全額が支払われない場合がある。

※ 住所等の変更について、申請者がS I I に対し連絡を行わなかったために、S I I からの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとする。

6-8. 予約申請の取下げ

予約決定の通知を受けた場合において、何らかの理由により当該申請の取下げを行うときは、当該通知を受けた日から10日以内にS I I に連絡をし、予約申請取下げ届出書をS I I に提出すること。

また、下記に該当する場合は、予約申請の取下げを行った後、再度予約申請書を提出すること。

- ・ 予約申請者の変更
- ・ 契約または購入、設置する大型カスタム蓄電システムの変更

6-9. 本補助事業の計画変更

予約決定通知書受け取り後、交付申請前に申請内容の変更が発生した場合、速やかにS I Iに連絡をし、補助事業計画変更承認申請書をS I Iに提出すること。

- 変更例) ・申請者、及び代理申請者の住所、連絡先等の変更
- ・設置場所住所の変更

7. 交付申請について

予約決定通知書を受け取った後、大型カスタム蓄電システムの契約、購入を行い製造段階で当該蓄電システムの製品審査を受けること。大型カスタム蓄電システム指定認証機関に製品審査を受けた後、設置・据付工事を行う。その後、必要書類を用意しS I Iに送付すること。予約決定通知書を受け取る前に、契約または購入、設置、工事を行わないこと。

7-1. 大型カスタム蓄電システム製品審査

工場で製品が完成した大型カスタム蓄電システムは出荷前に、大型カスタム蓄電システム指定認証機関によって、S I Iが定める「大型カスタム蓄電システムに関する蓄電システム審査規則」を満たしているかどうかの書類審査及び工場での製品審査を受けること。但し、J E A蓄電池設備認定委員会（事務局：一般社団法人電池工業会）が発行する蓄電池設備の型式認定証書（コピー）をS I Iに提出できる場合については、上記審査を省略できる。

7-2. 設置、据付工事

補助金申請者は、購入契約を結んだ大型カスタム蓄電システム製造事業者等が工場での製品審査を終え、大型カスタム蓄電システム指定認証機関から、蓄電システム製品審査結果報告書が発行された後、当該蓄電システムの設置・据付工事を行う。

7-3. 交付申請、実績報告

補助金申請者は大型カスタム蓄電システムの設置・据付工事を行い、支払い完了後、S I Iに対して補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表等の書類一式を提出すること。

S I Iホームページ (<http://www.sii.or.jp/>) の「補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表」等をダウンロードし、大型カスタム蓄電システム製造事業者と設置・施工事業者から交付申請、実績報告に必要な書類を集め、提出に必要な書類を作成すること。

但し、以下の場合は、機器費等の補助対象費用の支払いを完了する前に提出することができる。

1. 住宅金融支援機構が提供しているフラット35（50）を利用した場合
2. 銀行による与信審査が行われた住宅ローン、リフォームローンを利用した場合
3. 個別クレジットを利用し、且つ、購買証明書（売買契約書・領収書等）とともにS I I指定の取決書を提出できる場合

7-4. 個人申請者及び法人申請者の申請書類

大型カスタム蓄電システム申請者用申請書類一式をS I Iに提出すること。

交付申請【大型カスタム蓄電システム申請者用】提出書類(1/2)

様式	提出書類名称	確認事項	原本	写し	備考
様式1	補助金交付申請書 兼実績報告書 兼取得財産等明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・SIIより送付した予約決定通知書に記載してある、「予約決定番号」が間違いなく記載されている ・販売事業者情報は、添付する購買証明書類と同じ内容が記載されている。 ・設置・施工者情報は、添付する設置・施工完了証明書と同じ内容が記載されている。 ・設置機器情報は、添付する保証書と同じ内容が記載されている。 ・設置機器情報の購入金額には、予約決定通知書記載の補助金額と同額、もしくは低い金額が記載されていること。 【要：申請者の署名捺印】 <ul style="list-style-type: none"> ・同意事項に、申請者の署名捺印がされている。 ・署名は自筆である。 	●		
様式2	補助対象機器内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者情報は、補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表と同じ内容が記載されている。 ・設置機器情報は、添付する購買証明書類と同じ内容が記載されている。 	●		
様式3	補助金振込口座登録用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳・口座証明書と同じ内容が記載されている。 ・申請者名義の口座であること。 	●		
様式4	設置・施工完了証明書	【要：設置・施工事業者の社名印】 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機器を設置した業者から発行されたものである。 ・補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の設置・施工情報記載の内容を証明する書類である。 ・設置・施工の必要ない補助対象機器の場合、販売事業者が発行、記入、捺印をしている。 ・対象機器使用者情報に記載されている、蓄電システム設置場所住所は予約決定通知書に記載されている機器設置場所住所と同じである。 ・設置機器情報に記載されている完了日は、予約決定通知書発行後の日付である。 	●		
様式5	設置・施工完了証明書(機器明細)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置機器情報に、申請する全ての蓄電システムパッケージ型番が明記されている。 	●		
様式6	蓄電システム保証書	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表、設置・施工完了証明書に記載した型番等を証明する内容である。 ・「蓄電システムメーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」「蓄電システム製造番号」が確認できるものである。 	●		設置個数分
様式7	蓄電システム 購買証明書類	【要：発行者(販売事業者)の捺印】 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象費用が完済されていることを証明する書類である。 ・対象となる書類は、①蓄電システム領収書 ②不動産売買契約書 ③工事請負契約書 等 ・「宛先(注文者)」に申請者名が記載されている。 ・「発行者(販売事業者)」「購入日」、「領収金額」、補助対象である「蓄電システムメーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」「蓄電システムの金額(工事費、消費税、諸経費含まず)」がはっきりわかる写しである。 ・個別クレジットを使用した場合に限り、SIIホームページの「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金(蓄電池事業)補助対象機器に係る個別クレジット契約による補助金受給に関する取決書」をダウンロードし、併せて提出すること。 		●	設置個数分
様式8	蓄電システム 設置工事費証明書類 及び 蓄電システム指定工事費内訳書(別紙1) / 蓄電システム指定工事費内訳明細書(別紙2)	※工事費が発生しない場合、もしくは、補助対象とならない場合本書類は添付不要である。 【要：発行者(設置・施工事業者)の捺印】 <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負業者から設置工事費証明書類と指定工事費内訳書(別紙1)を取得し、補助対象金額が補助金交付申請書に記載されている。 ・指定工事費内訳明細書(別紙2)も併せて取得すること。 ・設置工事費証明書類に設置・施工事業者の捺印がされている。 ・指定工事費内訳書・指定工事費内訳明細書には、設置工事費証明書類のうち補助対象となる申請金額を抜粋した金額が記載されている。 ・「宛先(注文者)」に申請者の法人名が記載されている。 		●	
様式9	蓄電システム 配置図面 及び 蓄電システム 配線系統図面	※工事費が発生しない場合、もしくは、補助対象とならない場合でも本書類は添付すること。 【要：発行者(設置・施工事業者)の捺印】 <ul style="list-style-type: none"> ・設置・施工事業者名が明記されている。 ・蓄電システム設置工事後の最終的な図面である。 ・工事範囲・補助対象範囲がわかるように朱記されている。 ・配線の太さ、接続先が記載されている。 		●	

交付申請【大型カスタム蓄電システム申請者用】提出書類(2/2)

様式	提出書類名称	確認事項	原本	写し	備考
様式10	蓄電システム 設置写真	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象機器の設置後に撮影したものである。 1枚の写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上のサイズである。 カラー印刷もしくはカラープリント写真とする。 補助対象範囲全ての写真を添付すること。 工事が補助対象となる場合は、補助対象となる工事記録写真を添付すること。 付帯設備が補助対象となる場合は、補助対象となる付帯設備の写真を添付すること。 		●	設置個数分
様式11	蓄電システム 銘板写真	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象機器の設置後に撮影したものである。 提出する保証書記載と同一の蓄電システム/パッケージ型番・製造番号が記載されている銘板を撮影したものである。 1枚の写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上のサイズである。 カラー印刷もしくはカラープリント写真とする。 		●	設置個数分
様式12	通帳・口座証明書	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容がはっきりとわかる写しである。 「補助金振込口座登録用紙」記載の内容を証明する書類である。 下記の書類のうちいずれか一つの写しである。 ①振込口座情報の記載された預金通帳 ②振込口座情報の記載された貯金通帳 ③金融機関発行の口座証明書 		●	
様式13	納入仕様書	<p>【要：申請者、大型カスタム蓄電システム製造事業者等の署名、捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「製品仕様書」、「単線結線図」、「外形図」の3点を添付すること。 納入仕様書には、必ず申請者(使用者)と蓄電システム製造事業者等の捺印がされている。 「宛先(注文者)」に申請者名が記載されている。 当該大型カスタム蓄電システムに関する製品仕様が明確に記載されている。 予約申請時に提出した見積仕様書と比べ、製品仕様が同じであること。 以下の項目が正確に記載されていること。 ①蓄電システムメーカー名 ②蓄電システム製造工場名 ③蓄電システム/パッケージ型番 ④定格出力(W・kW・MW) ⑤定格出力可能時間(分) ⑥必要とする外部電力(W・kW・MW) ⑦蓄電池部型番 ⑧単電池の定格容量(Ah) ⑨単電池の公称電圧(V) ⑩使用する単電池の数(個) ⑪蓄電池の蓄電容量(Wh・kWh・MWh) 		●	
様式14	試験成績書	<p>【要：大型カスタム蓄電システム製造事業者等の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型カスタム蓄電システム製造事業者等が発行した試験成績書である。 「宛先(注文者)」に申請者名が記載されている。 補助対象である「蓄電システムメーカー名」「蓄電システム/パッケージ型番」が正確に記載されている。 蓄電システム設置後、蓄電システム製造事業者等が製品試験を行った試験成績内容が明確に記載されている。 		●	
様式15	蓄電システム製品審査結果報告書	<p>【要：大型カスタム蓄電システム指定認証機関の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> SIIが指定する指定認証機関が発行した蓄電システム製品審査結果報告書である。 または、JEA蓄電池設備認定委員会(事務局：一般社団法人電池工業会)が発行する蓄電池設備の型式認定証書(コピー)である。 「蓄電システムメーカー名」「蓄電システム/パッケージ型番」が納入仕様書および予約申請時に申請した製品と同一である。 		●	
様式16	蓄電池部認証書	<p>【要：指定認証機関の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> SIIが指定する指定認証機関の認証書である。 蓄電池部の型番が予約申請時に提出した蓄電池部認証書に明記されている型番と同一である。 予約申請時に提出した認証書が部品認証(条件付)の場合は、指定認証機関から当該部分の条件を満たした部品認証を受け再発行された認証書である。 		●	
様式17	定期点検項目表	<ul style="list-style-type: none"> 設置後、6か月ごとに行われる定期点検の項目表である。 「補助対象基準」別紙7のガイドラインを参考に作成されたものである。 「蓄電システムメーカー名」「蓄電システム/パッケージ型番」「蓄電システム製造番号」が確認できるものである。 		●	

7-5. 個人申請者（共同申請）及び法人申請者（共同申請）の申請書類

大型カスタム蓄電システム（共同申請）申請者用申請書類一式をS I Iに提出すること。

交付申請【大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用】提出書類(1/2)

様式	提出書類名称	確認事項	原本	写し	備考
様式1	補助金交付申請書 兼実績報告書 兼取得財産等明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・SIIより送付した予約決定通知書に記載してある、「予約決定番号」が間違いなく記載されている ・設置・施工者情報は、添付する設置・施工完了証明書と同じ内容が記載されている。 ・設置機器情報は、添付する保証書と同じ内容が記載されている。 ・設置機器情報の購入金額は、予約決定通知書記載の補助金額と同額、もしくは低い金額が記載されている。 【要：対象機器使用者、対象機器所有者の署名捺印】 <ul style="list-style-type: none"> ・同意事項に、対象機器使用者と対象機器所有者の両名の署名捺印がされている。 ・署名は自筆である。 	●		
様式2	補助対象機器内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者情報は、補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表と同じ内容が記載されている。 ・設置機器情報は、添付する購買証明書と同じ内容が記載されている。 	●		
様式3	補助金振込口座登録用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳・口座証明書と同じ内容が記載されている。 ・申請者名義の口座であること。 	●		
様式4	設置施工完了証明書	【要：設置・施工事業者の社名印】 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機器を設置した業者から発行されたものである。 ・補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の設置・施工情報記載の内容を証明する書類である。 ・設置・施工の必要ない補助対象機器の場合、販売事業者が発行、記入、捺印をしている。 ・対象機器使用者情報に記載されている、蓄電システム設置場所住所は予約決定通知書に記載されている機器設置場所住所と同じである。 ・設置機器情報に記載されている完了日は、予約決定通知書発行後の日付である。 	●		
様式5	設置施工完了証明書(機器明細)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置機器情報に、申請する全ての蓄電システムパッケージ型番が明記されている。 	●		
様式6	蓄電システム保証書	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表、設置・施工完了証明書に記載した型番等を証明する内容である。 ・「蓄電システムメーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」「蓄電システム製造番号」が確認できるものである。 		●	設置個数分
様式7	蓄電システム リース契約証明書類	【要：申請者(使用者)、共同申請者(リース事業者等)の捺印】 <ul style="list-style-type: none"> ・「対象機器使用者名」「対象機器所有者名」「リース開始日」「リース終了日」「リース期間」が明確に記載されている。 ・補助対象である「蓄電システムメーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」「補助対象経費金額」が明確に記載されている。 ・リース料金は元金(補助対象金額)から補助金相当分を減額した金額で算出されている。 ・リース契約期間が、補助対象機器の法定耐用年数(6年)以上である。 補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表記載の内容を証明する内容である。		●	
様式8	蓄電システム 設置工事費証明書類 及び 蓄電システム指定工事費内訳書(別紙1) / 蓄電システム指定工事費内訳明細書(別紙2)	※工事費が発生しない場合、もしくは、補助対象とならない場合本書類は添付不要である。 【要：発行者(設置・施工事業者)の捺印】 <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負業者から設置工事費証明書類と指定工事費内訳書(別紙1)を取得し、補助対象金額が補助金交付申請書に記載されている。 ・指定工事費内訳明細書(別紙2)も併せて取得すること。 ・設置工事費証明書類に設置・施工事業者の捺印がされている。 ・指定工事費内訳書・指定工事費内訳明細書には、設置工事費証明書類のうち補助対象となる申請金額を抜粋した金額が記載されている。 ・「宛先(注文者)」に申請者の法人名が記載されている。 		●	
様式9	蓄電システム 配置図面 及び 蓄電システム 配線系統図面	※工事費が発生しない場合、もしくは、補助対象とならない場合でも本書類は添付すること。 【要：発行者(設置・施工事業者)の捺印】 <ul style="list-style-type: none"> ・設置・施工事業者名が明記されている。 ・蓄電システム設置工事後の最終的な図面である。 ・工事範囲・補助対象範囲がわかるように朱記されている。 ・配線の太さ、接続先が記載されている。 		●	

交付申請【大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用】提出書類(2/2)

様式	提出書類名称	確認事項	原本	写し	備考
様式10	蓄電システム 設置写真	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機器の設置後に撮影したものである。 ・1枚の写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上のサイズである。 ・カラー印刷もしくはカラープリント写真とする。 ・補助対象範囲全ての写真を添付すること。 ・工事費が補助対象となる場合は、補助対象となる工事記録写真を添付すること。 ・付帯設備が補助対象となる場合は、補助対象となる付帯設備の写真を添付すること。 		●	設置個数分
様式11	蓄電システム 銘板写真	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機器の設置後に撮影したものである。 ・提出する保証書記載と同一の蓄電システムパッケージ型番・製造番号が記載されている銘板を撮影したものである。 ・1枚の写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上のサイズである。 ・カラー印刷もしくはカラープリント写真とする。 		●	設置個数分
様式12	対象機器所有者通帳・口座証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容がはっきりとわかる写しである。 ・「補助金振込口座登録用紙」記載の内容を証明する書類である。 ・下記の書類のうちいずれか一つの写しである。 ①振込口座情報の記載された預金通帳 ②振込口座情報の記載された貯金通帳 ③金融機関発行の口座証明書 		●	
様式13	納入仕様書	<p>【要：申請者、大型カスタム蓄電システム製造事業者等の署名、捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「製品仕様書」、「単線結線図」、「外形図」の3点を添付すること。 ・納入仕様書には、必ず申請者(使用者)と蓄電システム製造事業者等の捺印がされている。 ・「宛先(注文者)」に申請者名が記載されている。 ・当該大型カスタム蓄電システムに関する製品仕様が明確に記載されている。 ・予約申請時に提出した見積仕様書と比べ、製品仕様が同じであること。 ・以下の項目が正確に記載されていること。 ①蓄電システムメーカー名 ②蓄電システム製造工場名 ③蓄電システムパッケージ型番 ④定格出力(W・kW・MW) ⑤定格出力可能時間(分) ⑥必要とする外部電力(W・kW・MW) ⑦蓄電池部型番 ⑧単電池の定格容量(Ah) ⑨単電池の公称電圧(V) ⑩使用する単電池の数(個) ⑪蓄電池の蓄電容量(Wh・kWh・MWh) 		●	
様式14	試験成績書	<p>【要：大型カスタム蓄電システム製造事業者等の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型カスタム蓄電システム製造事業者等が発行した試験成績書である。 ・「宛先(注文者)」に申請者名が記載されている。 ・補助対象である「蓄電システムメーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」が正確に記載されている。 ・蓄電システム設置後、蓄電システム製造事業者等が製品試験を行った試験成績内容が明確に記載されている。 		●	
様式15	蓄電システム製品審査結果報告書	<p>【要：大型カスタム蓄電システム指定認証機関の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIIが指定する指定認証機関が発行した蓄電システム製品審査結果報告書である。 ・または、JEA蓄電池設備認定委員会(事務局：一般社団法人電池工業会)が発行する蓄電池設備の型式認定証書(コピー)である。 ・「蓄電システムメーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」が納入仕様書および予約申請時に申請した製品と同一である。 		●	
様式16	蓄電池部認証書	<p>【要：指定認証機関の捺印】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIIが指定する指定認証機関の認証書である。 ・蓄電池部の型番が予約申請時に提出した蓄電池部認証書に明記されている型番と同一である。 ・予約申請時に提出した認証書が部品認証(条件付)の場合は、指定認証機関から当該部分の条件を満たした部品認証を受け再発行された認証書である。 		●	
様式17	定期点検項目表	<ul style="list-style-type: none"> ・設置後、6か月ごとに行われる定期点検の項目表である。 ・「補助対象基準」別紙7のガイドラインを参考に作成されたものである。 ・「蓄電システムメーカー名」「蓄電システムパッケージ型番」「蓄電システム製造番号」が確認できるものである。 		●	

7-6. 書類提出

補助金申請者は交付申請書類一式を作成後、原本をS I Iに郵送する。

封筒表面に赤字で『補助金交付申請書在中』と必ず記入すること。

書類提出の際は以下の点に留意すること。

- ① S I I から申請者に申請書受け取りの連絡は行わない。
- ② 提出は郵送によるものとする。申請書は信書に該当するため、宅配便等で送付することは法律で認められていない。
- ③ 到着確認の問い合わせについて、S I I では応じないこととする。到着確認が必要な場合は書留または簡易書留にて送付すること。
- ④ 受理した申請書等は返却しないこととする。(内容について確認する必要があるため、交付申請書類一式の写し(コピー)を申請者が必ず保管すること。)
- ⑤ 書類の差し替えについては応じないこととする(S I I が求める場合を除く)。
- ⑥ 申請書類の記述内容に虚偽が認められた場合は、申請を受理しない場合がある。
- ⑦ 申請書類が、応募要領に従っていない場合や重度の不備がある場合は、申請を原則受理しないこととする。

7-7. 書類提出先及び問い合わせ先

(1) 書類提出先

郵便番号 100-8691
銀座郵便局私書箱96号一般社団法人 環境共創イニシアチブ(S I I)
リチウムイオン蓄電池補助金事務局 担当宛

(2) 問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(S I I)
リチウムイオン蓄電池補助金事務局
TEL: 0570-200-017
PHS、IP電話からのご連絡 TEL: 03-5859-0209
(平日 9:00~17:00)

7-8. 書類審査、現地検査

S I I は、補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表及び提出書類一式の受領後に提出書類一式の不備・不足等を確認し、S I I により厳正に書類審査を実施する。

なお、申請されたとおりに大型カスタム蓄電システムが設置されているか、工事範囲が適切かどうか、機器の仕様が申請された通りかについて現地にて検査を行う。

※ 現地検査は必須であり、協力が得られない場合、交付は認めない。

また、審査状況の問い合わせについて、S I I では応じないこととする。

7-9. 交付決定及び確定について

書類審査、現地検査の上、申請内容が認められたときは、申請者から提出された補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表を請求行為として取り扱い、上記の審査を行い、補助金額及びその交付を確定し、申請者に対し交付決定額と支払予定日を記載した補助金交付決定通知書を送付する。共同申請の場合は対象機器所有者に対し補助金交付決定通知書を送付する。

7-10. 補助金の支払

補助金の交付決定及び確定通知後、その通知書に記載された支払予定日に補助金を振り込む。また、共同申請の場合は対象機器所有者に補助金を振り込むこととする。

8. 保守、点検

本補助事業で補助金交付を行った大型カスタム蓄電システムに関して、資格者による保守点検を法定耐用年数である6年以上行わなければならない。定期点検は6か月毎とする。点検の際には、交付申請時に提出された定期点検項目表をもとに点検を行い、記録は保管すること。

S I I または国より要請された場合は提出しなければならない。

※ 資格者とは蓄電池設備整備資格者、電気工事士、電気主任技術者の何れかの資格を有する者。

※ S I I は特別な理由なく、適切な保守点検が行われているか現地検査を行うことが出来る。

9. 他の補助事業との重複

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用を含めないこと。

※ 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになるため留意すること。

10. 取得財産の管理等について

申請者は、本補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本補助事業完了後についても善良な管理者の注意を持って管理し（善良注意義務）、補助金交付目的に従ってその効率的運用を図ること。

申請者は、法定耐用年数（6年）の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合は、S I I は交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがある。

S I I は申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部または一部をS I I に納付させることができるものとする。

※ なお、補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表については、取得した財産を適切に管理する観点から、本事業ではその写し（コピー）を取得財産等管理台帳として取り扱う

ため、提出する際にコピーを取り、写しを申請者が必ず保管しておくこと。

1 1. 補助金の返還、取り消し、罰則等について

申請者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び交付規程に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる。

- ・ 交付決定の取り消し、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと
- ・ 名称及び不正の内容の公表

1 2. 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、S I Iが開催するセミナー、シンポジウム、本補助事業の効果検証のための調査・分析、S I Iが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用する場合がある。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。また、同一の設備等に対し国から他の補助金等を受けていないかを調査するために利用することがある。

※ 本補助事業による定置用リチウムイオン蓄電池の普及促進を広く一般に公開するため、本補助事業による成果の発表を行う。発表にあたり、S I Iが必要と認めた内容を個人情報保護に配慮した形でその公表を行う。

1 3. 申請者への留意事項

申請者は以下の点に留意すること。

- (1) 補助金交付後、補助対象機器は法定耐用年数（6年）の間、S I Iの承認なしに処分できない。
- (2) 申請者は、応募要領について十分理解したうえで申請をすること。
- (3) 申請後の変更は原則として認めない。
- (4) 万一、変更が生じた場合は、予めS I Iに報告し、S I Iの指示に従うこと。
- (5) 不正回避の方策

申請者は不正行為を回避するために以下について留意するとともに、確実に実行すること。

- ・ 申請者は虚偽の内容を含む申請をしないこと。その内容に誤りがあることが本補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生じる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請を行うこと。
- ・ 不正をしたことが明らかになった場合は、補助金が支払われないこと、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生じる可能性があることを認識し、適正に手続きを行うこと。

※ 表紙裏の“補助金の交付申請または受給される皆様へ”についても確認すること。

1 4. 様式及び作成要領

■ 予約申請【大型カスタム申請者用】様式1

様式1

予約申請・大型カスタム蓄電システム申請者用	管理番号
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿	事務局 使用欄

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金予約申請書

記入日	平成 24年 6月 11日
-----	---------------

1 / 10

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の予約を申請します。

● 該当する申請者区分に☑してください。

1. 申請者区分	<input type="checkbox"/> 個人申請者（個人（個人事業主含む）、または法人が所有、管理する民生用住宅の専有部分に設置する場合）
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人申請者

● 種別、設置場所、それぞれの該当するいずれかに☑してください。

1. 種別	<input type="checkbox"/> 新築の建物に蓄電システムを設置する場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 既築の建物に蓄電システムを設置する場合

2. 設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> 集合住宅専有部分	<input type="checkbox"/> 集合住宅（賃貸・社宅等）共用部分
	<input type="checkbox"/> 戸建て	<input type="checkbox"/> 集合住宅（分譲）共用部分	

● 申請者情報

会社名 (個人申請者の場合は 個人申請者氏名を記載)	フリガナ マルマルコウキョウカブシキガイシャ 〇〇工業株式会社		
担当者	フリガナ	ツウシンキキジキョウブ	
	部署名	通信機器事業部	
	フリガナ	ホウジン タロウ	担当者 連絡先 (03) 5065 - XXXX
	担当者氏名	法人 太郎	
担当者住所	フリガナ トウキョウト	チュウオウク	ギンザ
	〒 123 - 4567	都 道 中央	市 区 銀座9-1-2
	建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください) 銀座ビル10階		
蓄電システム 設置場所住所 (上記、申請者住所と 異なる場合のみ記載)	フリガナ		
	〒	都 道	市 区
		府 県	町 村
	建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)		
	<input type="checkbox"/> ← 本住所に郵便物を送付する場合は、☑してください。		
通知物送付先 宛名			
代理申請者情報 (個人申請の場合で 代理申請者が手続き に関する窓口となる 場合のみ入力する ご記入ください)	フリガナ	フリガナ	
	事業者名	担当者氏名	
	部署名	連絡先 電話番号	
	フリガナ		
	〒	都 道	市 区
		府 県	町 村
	マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)		

● 設置・施工情報

蓄電システム 設置・施工日	着工日: 平成 24年 9月 1日頃 完了日: 平成 24年 9月 30日頃
------------------	--

● 補助申請金額

補助申請総額 ※1	3 8 6 6 6 6 5 円
-----------	-----------------

※1 設置機器の補助申請金額と設備工事の補助申請金額の合計金額をご記入ください。
なお、合計金額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SI」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

■ 予約申請【大型カスタム申請者用】様式1 ※同意事項

下記の＜同意事項＞の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 6 月 11 日

申請担当者 署名	(会社名) (担当者氏名) 〇〇工業株式会社 法人 太郎 (印)	代理申請者 署名	(事業者名) (担当者氏名) (印)
	<small>※申請担当者が必ず署名捺印ください。</small>		<small>※代理申請者の担当者が必要署名捺印ください。</small>

＜同意事項＞※必ずお読みください。

- 1. 申請書について**
補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく予約申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りが判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実に正確な申込みをしてください。
- 2. 予約申請について**
SIIからの補助金の予約者決定通知前において、補助対象として申請した設備の購入、契約又は設置を済ませた場合は、補助金を受給できません。
- 3. 予約受付について**
予約申請の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げることによって予約申請の決定を致します。
- 4. 予約申請の取り消し、補助金の返還、罰則等について**
本同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに予約申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。
- 5. 計画変更等**
申請書に係る記載事項を変更しようとするときは、SII指定の様式「補助事業計画変更承認申請書」をSIIに提出し、その承認を必ず受けてください。
- 6. 個人情報の管理**
SIIは、事務効率化にあたり、申請者から提出された個人情報について、匿名データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行います。また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。その場合国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国からの補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
- 7. 補助対象の調査等**
本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。
- 8. 専属的合意管轄裁判**
本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 9. 事業の内容変更-終了**
SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の実態及びその内容を承認したものとみなします。
- 10. 免責**
本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。
- 11. 注意事項**
 - 提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
 - 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
 - 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
 - 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 予約申請【大型カスタム申請者用】様式2

様式2

予約申請・大型カスタム蓄電システム申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象経費内訳書

記入日 平成 24 年 6 月 11 日

●申請者情報

フリガナ	マルマルコウギョウカブシキガイシャ		
会社名	〇〇工業株式会社		
担当者連絡先	(03)	5065 - XXXX	

2 / 10

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機	
蓄電システム 製造場所	東京工場	
蓄電システム パッケージ型番	CBA-1234	
一台あたりの見積金額 ※3	5 0 0 0 0 0 0 0 円 ×	2 台 = (A) 1 0 0 0 0 0 0 0 円
一台あたりの補助申請金額 ※1	1 6 6 6 6 6 6 6 円 ×	2 台 = (B) 3 3 3 3 3 3 3 2 円

※1 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの見積金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

●設備工事情報 ※2

見積工事費 ※3	1 6 0 0 0 0 0 0 円
補助申請金額 ※4	5 3 3 3 3 3 3 円

※2 見積工事費・補助申請金額は3社見積のうち、補助対象の工事費が一番低い見積を選択してご記入ください。

工事費の補助申請を行わない場合は、0円をご記入ください。

※3 見積金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。

※4 設備工事の補助申請金額は設置機器の補助申請金額を超えない範囲で申請してください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム申請者用】様式1

様式1

交付申請・大型カスタム蓄電システム申請者用

事務局 使用欄	管理番号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金交付申請書
兼実績報告書
兼取得財産等明細表

記入日 平成 24年 9月 30日

1 / 17

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第7条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請するとともに補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下のとおり請求し、本補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

予約決定番号	3	3	3	3	3	3	3	3
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

●申請者情報

会社名 (個人申請者の場合は 個人申請者氏名を記載)	フリガナ マルマルコウギョウカブシキカイシャ		
	〇〇工業株式会社		
担当者	フリガナ	ツウシンキキョウブ	
	部署名	通信機器事業部	
	フリガナ	ホウジン タロウ	担当者 連絡先 (03) 5065 - XXXX
	担当者氏名	法人 太郎	
代理申請者情報 (個人申請者の場合で、 代理申請者が手続きに 関する窓口となっている 場合のみ漏れなくご記入 ください)	フリガナ		フリガナ
	事業者名		担当者 氏名
	部署名		連絡先 電話番号 () -

●販売事業者情報 ※1

販売事業者	フリガナ カブシキカイシャカンギョウキョウソウグループ
	株式会社環境共創グループ
購入日	平成 24年 9月 1日
	連絡先 電話番号 (03) 6741 - XXXX

※1 購買証明書を参照ください。

●設置・施工者情報 ※2

設置・施工 事業者	フリガナ カブシキカイシャカンギョウキョウソウイニシアチブデンキ
	株式会社環境共創イニシアチブ電機
設置・施工 責任者	フリガナ カンキョウ シロウ
	環境 次郎
蓄電システム 設置・施工期間 ※3	着工日: 平成 24年 9月 1日 完了日: 平成 24年 9月 30日

※2 設置・施工完了証明書を参照ください。

※3 設置・施工着工日と完了日が同日の場合、同じ日付を記載ください。

●補助申請金額

設置蓄電システム	購入金額	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円
	(A) 補助申請金額	3	3	3	3	3	3	2				円
設置工事費 ※4	工事費	1	6	0	0	0	0	0	0	0	円	
	(B) 補助申請金額	5	3	3	3	3	3	3			円	
合計金額	(A) + (B) 補助申請総額 ※5	3	8	6	6	6	6	5			円	

※4 工事費の補助申請を行わない場合は、0円とご記入ください。また、設置工事の補助申請金額(B)は設置蓄電システムの補助申請金額(A)を超えない範囲で申請してください。

※5 (A)+(B)補助申請総額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方向に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

■ 交付申請【大型カスタム申請者用】様式1 ※同意事項

下記の〈同意事項〉の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 9 月 30 日

申請担当者 署名	(会社名) () 担当者氏名 〇〇工業株式会社 法人 太郎 (印)	代理申請者 署名	(事業者名) () 担当者氏名 (印)
	<small>※申請担当者が必ず署名捺印ください。</small>		<small>※代理申請者の担当者が必ず署名捺印ください。</small>

〈同意事項〉※必ずお読みください。

1. 申請書について

補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアティブ(以下、「SII」という。)に、ご提出いただく申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。

2. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

申請者は、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。

3. 取得財産の管理について

申請者は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。申請者が取得財産等を処分することにより、収入がある、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付するものとします。

4. 個人情報の管理

SIIは、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することを目的に、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

5. 交付の決定について

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げることを条件に交付決定します。

6. 補助対象の調査等

本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。

7. 専属的合意管轄裁判

本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

8. 事業の内容変更・終了

SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。

9. 免責

本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。

10. 注意事項

- 提出いただいた申請書、及び送付書類は返却致しません。
- 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
- 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム申請者用】様式2

様式2

交付申請・大型カスタム蓄電システム申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象機器内訳書

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

●申請者情報

フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ
会社名 ○○工業株式会社
担当者連絡先 (03) 5065 - XXXX

2 / 17

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社○○電機	
蓄電システム 製造場所	東京工場	
蓄電システム パッケージ型番	CBA-1234	
一台あたりの購入金額 ※1	5,000,000.00 円 ×	2 台 = (A) 10,000,000.00 円
一台あたりの補助申請金額 ※2	1,666,666.66 円 ×	2 台 = (B) 3,333,333.32 円

※1 一台あたりの購入金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。
 ※2 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの購入金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
 (備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム申請者用】様式3

様式3

交付申請・大型カスタム蓄電システム申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号
------------	------

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金振込口座登録用紙

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

●申請者情報

会社名	フリガナ マルマルコウキョウカブシキガイシャ 〇〇工業株式会社
担当者連絡先	(03) 5065 - XXXX

3 / 17

●振込先情報

※「口座名義人」を記入する際には、必ず口座証明書等に記載されているカタカナ表記部分の口座名義人をそのままご記入ください。
なお、登録した振込口座の変更は原則として認められません。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード(数字4桁)	振込金融機関名	
	0 0 0 3	蓄電銀行	
	支店コード(数字3桁)	支店名	
	0 1 1	銀座支店	
	預金種別	口座番号(右詰めでご記入ください)	
	1.普通 2.当座 3.その他()	0 1 2 3 4 5	
	口座名義人(カナ表記)		
	マルマルコウキョウカブシキガイシャ		
ゆうちょ銀行	記号(4桁目がある場合は※欄分にご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)	
	1 0	1	
	口座名義人(カナ表記)		

●口座名義人(カナ表記)の記入上のご注意

※例/口座名義人「株式会社環境共創イニシアチブ(カブシキガイシャカンキョウソウリース)」と記入する場合

①スペース(空白)・ハイフンを正しく記入してください。

カブ シキカ イシヤ カンキョウキョウソウリース

②濁音、半濁音は1文字として記入してください。

カブ シキカ イシヤ カンキョウキョウソウリース

③小文字は大文字で記入してください。

カブ シキカ イシヤ カンキョウキョウソウリース

④省略文字が使われている場合は、記載されている通りに記入してください

カ カンキョウキョウソウリース

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム申請者用】様式4


様式4

事務局 使用欄	管理番号

**定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
設置・施工完了証明書**

下記の通り、定置用リチウムイオン蓄電システムの導入工事が完了したことを証明致します。

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

●設置・施工 事業者	株式会社環境共創イニシアチブ電機		
●設置・施工事業者 所在地	東京都中央区銀座9-2-3		
●設置・施工 責任者	環境 太郎	●連絡先 電話番号	(03) 6741 - XXXX

4

/17

●申請者情報

会社名	フリガナ マルマルコウギョウカブシキカイシャ	〇〇工業株式会社	
	フリガナ ツウシンキキジギョウブ	部署名	通信機器事業部
担当者	フリガナ ホウジン タロウ	担当者 氏名	法人 太郎
	フリガナ トウキョウト チュウオウク キンザ	担当者 連絡先	(03) 5065 - XXXX
蓄電システム 設置場所住所	フリガナ トウキョウト	〒 123 - 4567	東京 都 道 府 県 中央 市 区 銀座9-1-2
	マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください) 銀座ビル10階		

●設置機器情報

蓄電システム 設置・施工期間※	着工日	平成 24 年 9 月 1 日から
	完了日	平成 24 年 9 月 30 日まで

※設置・施工着工日と完了日が同日の場合、同じ日付を記載ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム申請者用】様式5

様式5

交付申請・大型カスタム蓄電システム申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
設置・施工完了証明書(機器明細)

●申請者情報

フリガナ	マルマルコウギョウカブシキガイシャ	
会社名	〇〇工業株式会社	
担当者連絡先	(03) 5065 - XXXX	

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機
蓄電システム 製造場所	東京工場
蓄電システム パッケージ型番	CBA-1234
設置台数	1

5 / 17

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 予約申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式1

様式1

予約申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金予約申請書

記入日 平成 24 年 6 月 11 日

1 / 12

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の予約を申請します。

● 該当する対象機器使用者の区分に☑してください。

1. 申請者区分	<input type="checkbox"/> 個人（個人（個人事業主含む）、または法人が所有、管理する民生活住宅の専有部分に設置する場合）
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人

● 種別、設置場所、それぞれの該当するいずれかに☑してください。

1. 種別	<input type="checkbox"/> 新築の建物に蓄電システムを設置する場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 既存の建物に蓄電システムを設置する場合
2. 設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所
	<input type="checkbox"/> 集合住宅専有部分
	<input type="checkbox"/> 集合住宅（賃貸・社宅等）共用部分
	<input type="checkbox"/> 戸建て
	<input type="checkbox"/> 集合住宅（分譲）共用部分

● 対象機器使用者情報

会社名 <small>（個人申請者の場合は個人申請者氏名を記載）</small>	フリガナ マルマルコウキョウカブシキガイシャ 〇〇工業株式会社		
担当者	フリガナ	ツウシンキキジギョウブ	
	部署名	通信機器事業部	
	フリガナ	ホウジン タロウ	担当者連絡先
	担当者氏名	法人 太郎	(03) 5065 - XXXX
蓄電システム 設置場所住所	フリガナ トウキョウト	チュウオウク	ギンザ
	〒 123 - 4567	東京	都 道 府 県 中央 市 区 町 村 銀座9-1-2
	建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください） 銀座ビル10階		

● 設置・施工情報

蓄電システム 設置・施工日	着工日： 平成 24 年 9 月 1 日頃 完了日： 平成 24 年 9 月 30 日頃
------------------	--

● 補助申請金額情報

補助申請総額 ※1	3 8 6 6 6 6 5 円
-----------	-----------------

※1 設置機器の補助申請金額と設置工事の補助申請金額の合計金額をご記入ください。
なお、合計金額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

■ 予約申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式2

様式2

予約申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

共同申請者予約申請書

記入日 平成 24 年 6 月 11 日

2 / 12

●対象機器所有者情報

対象機器所有者 事業者名	フリガナ	カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース		
		株式会社環境共創リース		
担当者	フリガナ	チクデンチキシキョウブ		
	部署名	蓄電池機器事業部		
	フリガナ	キョウドウ	タロウ	担当者 連絡先
	担当者氏名	共同	太郎	(03) 0123 - XXXX
担当者住所	フリガナ	トウキョウト	チュウオウク	ギンザ
	〒	104 - 9999	東京	都道府県 中央 市区町村 銀座12-11-10
	建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)			

●対象機器使用者情報

会社名	フリガナ	マルマルコウギョウカブシキガイシャ
		〇〇工業株式会社
担当者連絡先	(03)	5065 - XXXX

●リース契約情報

リース期間	平成 24 年 9 月 30 日 頃から	平成 30 年 9 月 29 日 頃まで
	6 年	カ月間

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

3枚目に続きます ↓

■ 予約申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式2 ※同意事項

下記の〈同意事項〉の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 6 月 11 日

対象機器使用者 署名	(会社名) () 担当者氏名 法人 太郎 (印) <small>※対象機器使用本人が必ず署名捺印ください。</small>	対象機器所有者 署名	(会社名) (株式会社環境共創リース) 担当者氏名 共同 太郎 (印) <small>※対象機器所有者の担当者が必ず署名捺印ください。</small>
---------------	---	---------------	--

〈同意事項〉※必ずお読みください。

1. 申請書について

補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく予約申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りが判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。

2. 共同申請について

補助対象となる産電システムを設置する法人格を有する事業者「リース事業者等」(以下「対象機器所有者」という。))が申請する場合は、対象機器使用者と共同申請を行う必要があります。対象機器所有者が主となり、対象機器使用者と共に共同申請をしてください。
補助金は対象機器所有者に交付されますが、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金無しの場合と補助金額を引いた金額、基本料金、資金コスト(調達金利控除、手数料、保険料、税金等を明示))を提示してください。

3. 予約申請について

SIIからの補助金の予約決定通知前において、補助対象として申請した設備の設置や工事を済ませた場合は、補助金を受給できません。

4. 予約受付について

予約申請の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げることを条件に予約申請の決定を致します。

5. 予約申請の取り消し、補助金の返還、罰則等について

本同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに予約申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。

6. 計画変更等

申請書に係る記載事項を変更しようとするときは、SII指定の様式「補助事業計画変更承認申請書」をSIIに提出し、その承認を必ず受けてください。

7. 個人情報の管理

SIIは、事務局運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが関連するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただきます。その場合国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

8. 補助対象の調査等

本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。

9. 専属的合意管轄裁判

本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

10. 事業の内容変更・終了

SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大失による債務不履行または不法行為に原因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

11. 免責

本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。

12. 注意事項

- 提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
- 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が届着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
- 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 予約申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式3

様式3

予約申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象経費内訳書

記入日 平成 24 年 6 月 11 日

●対象機器使用者情報

フリガナ	マルマルコウギョウカブシキガイシャ		
会社名	〇〇工業株式会社		
担当者連絡先	(03)	5065 - XXXX	

3 / 12

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機																			
蓄電システム 製造場所	東京工場																			
蓄電システム パッケージ型番	ABC-5678																			
一台あたりの見積金額 ※3	5	0	0	0	0	0	0	0	円	x		= (A)	1	0	0	0	0	0	0	円
一台あたりの補助申請金額 ※1	1	6	6	6	6	6	6	6	円	x	2	台	= (B)	3	3	3	3	3	3	円

※1 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの見積金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

●設備工事情報 ※2

見積工事費 ※3	1	6	0	0	0	0	0	0	円
補助申請金額 ※4	5	3	3	3	3	3	3	円	

※2 見積工事費・補助申請金額は3柱見積のうち、補助対象の工事費が一番低い見積を選択してご記入ください。

工事費の補助申請を行わない場合は、0円をご記入ください。

※3 見積金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。

※4 設備工事の補助申請金額は設置機器の補助申請金額を超えない範囲で申請してください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式1

様式1

交付申請・大型カスタム蓄電システム（共同申請）申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアティブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号
------------	------

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金交付申請書
兼実績報告書
兼取得財産等明細表

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

1 / 17

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第7条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請するとともに補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下のとおり請求し、本補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

予約決定番号 4 4 4 4 4 4 4 4

●対象機器使用者情報

会社名 (個人申請者の場合は 個人申請者氏名を記載)	フリガナ マルマルコウキョウカブシキカイシャ 〇〇工業株式会社	
担当者	フリガナ ソウシンキキジギョウブ	
	部署名 通信機器事業部	
	フリガナ ホウジン タロウ	担当者 連絡先 (03) 5065 - XXXX
	担当者氏名 法人 太郎	

●対象機器所有者情報

対象機器所有者 事業者名	フリガナ カブシキカイシャカンキョウキョウソウリース 株式会社環境共創リース
担当者	フリガナ チクデンチキキジギョウブ
	部署名 蓄電池機器事業部
	担当者 氏名 共同 太郎
契約日	平成 24 年 9 月 30 日
リース期間	平成 24 年 9 月 30 日 から 平成 30 年 9 月 29 日 まで 6 年 カ月間

●設置・施工者情報 ※1

設置・施工 事業者	フリガナ カブシキカイシャカンキョウキョウソウリース 株式会社環境共創リース	
設置・施工 責任者	フリガナ キョウドウ タロウ	連絡先 電話番号 (03) 6750 - XXXX
	共同 太郎	
蓄電システム 設置・施工期間 ※2	着工日: 平成 24 年 9 月 1 日 完了日: 平成 24 年 9 月 30 日	

※1 設置・施工完了証明書を参照ください。
※2 設置工事着工日と完了日が同日の場合、同じ日付をご記入ください。

●補助申請金額

設置蓄電システム	購入金額	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 円
	(A) 補助申請金額	3 3 3 3 3 3 3 2 円
設置工事費 ※3	工事費	1 6 0 0 0 0 0 0 円
	(B) 補助申請金額	5 3 3 3 3 3 3 円
合計金額	(A) + (B) 補助申請総額 ※4	3 8 6 6 6 6 6 5 円

※3 工事費の補助申請を行わない場合は、0円とご記入ください。また、設置工事の補助申請金額(B)は設置蓄電システムの補助申請金額(A)を超えない範囲で申請してください。

※4 (A)+(B)補助申請総額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアティブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される困庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

■ 交付申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式1 ※同意事項

下記の＜同意事項＞の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24年 9月 30日

対象機器使用者 署名	(会社名) () ○工業株式会社 担当者氏名 法人 太郎 (捺印)	対象機器所有者 署名	(会社名) (株式会社環境共創リース) 担当者氏名 共同 太郎 (捺印)
<small>※対象機器使用者本人が必ず署名捺印ください。</small>		<small>※対象機器所有者の担当者が必ず署名捺印ください。</small>	

＜同意事項＞※必ずお読みください。

- 申請書について**
補助会の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。
- 共同申請について**
補助対象となる蓄電システムを設置する法人格を有する事業者「リース事業者等」(以下「対象機器所有者等」という。))が申請する場合は、対象機器使用者と共同申請を行う必要があります。対象機器所有者等が主となり、対象機器使用者と共に共同申請をしてください。
補助金は対象機器所有者等に交付されますが、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金無しの場合、基本料金、資金コスト(調達金利根拠、手数料、保険料、税金等を明示))を提示してください。
- 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について**
同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。
- 取得財産の管理について**
申請者は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。
申請者が取得財産等を処分することにより、収入がある、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付するものとします。
- 個人情報の管理**
SIIは、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その取扱いを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。
また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することを目的に、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
- 交付の決定について**
交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げることを条件に交付決定します。
- 補助対象の調査等**
本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力を願う場合があります。
- 専属的合意管轄裁判**
本同意事項に基づき申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 事業の内容変更・終了**
SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。
- 免責**
本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。
申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。
- 注意事項**
●提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
●住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
●最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
●申請に關して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式2

様式2

交付申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象機器内訳書

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

2 / 17

●対象機器使用者情報

フリガナ	マルマルコウキョウカブシキガイシャ		
会社名	〇〇工業株式会社		
担当者連絡先	(03)	5065	- XXXX

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機		
蓄電システム 製造場所	東京工場		
蓄電システム パッケージ型番	ABC-5678		
一台あたりの購入金額 ※1	5,000,000円	×	2 台 = (A) 10,000,000円
一台あたりの補助申請金額 ※2	1,666,666円	×	2 台 = (B) 3,333,332円

※1 一台あたりの購入金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。

※2 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの購入金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式3

様式3

交付申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

事務局 使用欄	管理番号
------------	------

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金振込口座登録用紙

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

●対象機器使用者情報

フリガナ マルマルコウキョウカブシキガイシャ			
会社名	〇〇工業株式会社		
担当者連絡先	(03) 5065 - XXXX		

3 / 17

●対象機器所有者情報

フリガナ カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース			
対象機器所有者 事業者名	株式会社環境共創リース		
フリガナ キョウドウ タロウ	担当者	担当者 連絡先	(03) 0123 - XXXX
	共同 太郎		

●振込先情報(対象機器所有者)

※「口座名義人」を記入する際には、必ず口座証明書等に記載されているカタカナ表記部分の口座名義人をそのままご記入ください。
なお、登録した振込口座の変更は原則として認められません。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード(数字4桁)	振込金融機関名		
	0003	蓄電銀行		
	支店コード(数字3桁)	支店名		
	999	銀座支店		
	預金種別	口座番号(右詰めでご記入ください)		
	普通	2.当座	3.その他()	987654
ゆうちょ銀行	口座名義人(カナ表記)			
	カ) カンキョウキョウソウリース			
	番号(右詰めでご記入ください)			
	1	0*	1	
	口座名義人(カナ表記)			

●口座名義人(カナ表記)の記入上のご注意

※例/口座名義人「株式会社環境共創リース」(カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース)と記入する場合

①スペース(空白)・ハイフンを正しく記入してください。

カ | フ | シ | キ | カ | イ | シ | ヤ | カ | ン | キ | ヨ | ウ | キ | ヨ | ソ | ウ | リ | ー | ス |

②濁音、半濁音は1文字として記入してください。

カ | フ | シ | キ | カ | イ | シ | ヤ | カ | ン | キ | ヨ | ウ | キ | ヨ | ソ | ウ | リ | ー | ス |

③小文字は大文字で記入してください。

カ | フ | シ | キ | カ | イ | シ | ヤ | カ | ン | キ | ヨ | ウ | キ | ヨ | ソ | ウ | リ | ー | ス |

④省略文字が使われている場合は、記載されている通りに記入してください

カ | カ | ン | キ | ヨ | ウ | キ | ヨ | ソ | ウ | リ | ー | ス |

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式4

様式4


交付申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
設置・施工完了証明書

下記の通り、定置用リチウムイオン蓄電システムの導入工事が完了したことを証明致します。

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

●設置・施工 事業者	株式会社環境共創リース	
●設置・施工事業者 所在地	東京都中央区銀座12-11-10 銀座ビル5階 <small>社名が確認できるものを押印ください。▲</small>	
●設置・施工 責任者	共同 太郎	●連絡先 電話番号 (03) 0123 - XXXX

4 / 17

●対象機器使用者情報

会社名	フリガナ マルマルコウキョウカブシキガイシャ 〇〇工業株式会社		
	フリガナ	ツウシンキキシキョウブ	
担当者	部署名	通信機器事業部	
	フリガナ	ホウシン タロウ	担当者 連絡先 (03) 0123 - XXXX
蓄電システム 設置場所住所	フリガナ トウキョウト	チュウオウク	ギンザ
	〒 123 - 4567	東京 都 道 府 県 中央 市 区 銀座9-1-2	銀座ビル10階

マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)

●設置機器情報

蓄電システム 設置・施工期間※	着工日	平成 24 年 9 月 1 日から
	完了日	平成 24 年 9 月 30 日まで

※設置・施工着工日と完了日が同日の場合、同じ日付をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■ 交付申請【大型カスタム（共同申請）申請者用】様式5

様式5

交付申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
設置・施工完了証明書(機器明細)

●申請者情報

フリガナ マルマルコウキョウカブシキガイシャ		
会社名	〇〇工業株式会社	
担当者連絡先	(03) 5065 - XXXX	

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機
蓄電システム 製造場所	東京工場
蓄電システム パッケージ型番	CBA-1234
設置台数	1

5 / 17

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

■蓄電システム指定工事費内訳書（別紙1）

別紙1

平成23年度 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
蓄電システム指定工事費内訳書

記入日	平成24年 9月 13日
申請者会社名	〇〇工業株式会社
設置・施工事業者名	株式会社××工業

■設置工事場所 屋外一般地内の地盤面 屋外一建物の屋上等 屋内一階 屋内一地下、2階以上の地上階 その他

設置蓄電システム 型番 : ●●●●●●●●●●
設置蓄電システム サイズ : 幅***cm × 奥行***cm × 高さ***cm 重量***kg

■付帯設備（機器本体に含まない場合）

項目	小計
1.キュービクル 材質: **** 寸法: W*** x D*** x H*** 重量: ***kg	*****円
2.計測・表示装置 仕様: ****	*****円
付帯設備費合計	*****円

■指定工事費内訳

※別紙2「指定工事内訳明細書」の各項目を転記してください。
※当様式は定型様式ですが行数の調整等の変更は可とします。

【A 基礎工事】		金額(税抜)
項目	小計	
1. 直接仮設工事		*****円
2. 土工事(屋外基礎の場合)		*****円
3. 鉄筋工事		*****円
4. コンクリート工事		*****円
5. 鉄骨架台工事		*****円
6. 防水工事(屋上設置の場合)		*****円
7. その他		*****円
A 基礎工事 合計		*****円
【B 機械設備工事】		
項目	小計	
1.換気設備工事		*****円
2. その他		*****円
B 機械設備工事 合計		*****円
【C 機器搬入・据付工事】		
項目	小計	
1.機器搬入・据付工事		*****円
2. その他		*****円
C 機器搬入・据付工事 合計		*****円
【D 電気工事】		
項目	小計	
1.電気配管配線工事		*****円
2. その他		*****円
D 電気工事 合計		*****円
【E 計測・表示装置据付工事】		
項目	小計	
1.計測・表示装置据付工事費		*****円
E 計測・表示装置据付工事 合計		*****円
【F 試験調整費】		
項目	小計	
1.試験調整費		*****円
F 試験調整費 合計		*****円
【G その他工事】		
項目	小計	
		*****円
G その他工事 合計		*****円
合計	(付帯設備+A+B+C+D+E+F+G)	*****円

■以下の費目については、補助対象外となります。

仮設工事 : 敷地測量、仮囲い、縄張り・やりかた、係員詰所・材料置場、災害防止その他

土工事 : 敷地整理、敷地整理、根切り及び床づけ、地均し

地業工事

外構工事

内装工事

運搬費(工事機材・機械設備・建材・蓄電システム等)

平成23年度 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
蓄電システム指定工事費内訳明細書

記入日	平成 24年 9月 13日
申請者会社名	〇〇工業株式会社
設置・施工業者名	株式会社 × × 工業

注1：見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず税抜に修正して作成してください。
 注2：補助対象工事の労務費は、作業レベルまで記載し、工数（人工など）、単価を明記してください。
 注3：当様式は定型様式ですが行数の追加は可とします。必要項目がある場合は行数を増やして全て記載してください。

【A 基礎関係工事】

1 直接仮設工事（共通仮設工事は対象外）						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 足場	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日（基礎工事の周辺養生）	
2 塵出し	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
3 その他					→対象がある場合は具体的に記述してください →必要に応じて行数を追加しても結構です。	
小計				※※※※		
2 土工事（補助金対象機器用の屋外基礎工事にもなる土工事）						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 砕石捨敷	*	m ³	※※※※	※※※※		
2 残土処理	*	m ³	※※※※	※※※※		
3 労務費	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
小計				※※※※	→必要に応じて行数を追加しても結構です。	
3 鉄筋工事						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 異形鉄筋D10	*	m	※※※※	※※※※		
2 組立加工費	*	人工	※※※※	※※※※		
小計				※※※※	→必要に応じて行数を追加しても結構です。	
4 コンクリート工事						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 型枠工事	*	m ²	※※※※	※※※※		
2 普通セメント	*	m ³	※※※※	※※※※	→材料ごとに具体明記してください	
3 打設・養生	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
小計				※※※※	→必要に応じて行数を追加しても結構です。	
5 鉄骨架台工事（キュービクル据付用）						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 H形鋼（100 x 100）	*	m	※※※※	※※※※		
2 加工・組立	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
小計				※※※※	→必要に応じて行数を追加しても結構です。	
6 防水工事（屋上など）						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 シート防水	*	m ²	※※※※	※※※※		
2 押えコンクリート	*	m ³	※※※※	※※※※		
3 労務費	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
小計				※※※※	→必要に応じて行数を追加しても結構です。	
7 その他						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
					→必要に応じて記載してください。	
小計						

■蓄電システム指定工事費内訳明細書（別紙2） ページ2

【B 機械設備工事】

1 換気設備工事（※蓄電池容量 4,800Ah・セル以上のみ）						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 機器設備（規格、能力を明記してください）	*	個	※※※※	※※※※		
2 換気ダクト（材料、形状など明記してください）	*	m	※※※※	※※※※		
3 労務費	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
小計				※※※※	一必要に応じて行数を追加しても結構です。	

2 その他						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1					一必要に応じて記載してください。	
2						
3						
小計						

【C 機器搬入・据付工事】

1 機器搬入・据付費						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 重機利用費（具体的に記入してください）	*	日	※※※※	※※※※		
2 養生費 コンパネ	*	枚	※※※※	※※※※		
3 養生費 シート（●mx●m）	*	枚	※※※※	※※※※		
4 労務費	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
5 その他					一必要に応じて行数を追加しても結構です。	
小計				※※※※		

【注意事項】
工場から現場までの輸送費用は補助対象外です。

【D 電気工事】

1 電気配管配線工事						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 配管 PE(28)	*	本	※※※※	※※※※		
2 配管 FEP(28)	*	本	※※※※	※※※※		
3 ケーブル CE8-2C	*	m	※※※※	※※※※		
4 ケーブル CE8-3C	*	m	※※※※	※※※※		
5 電気配管工事費	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
6 電気配線工事費	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
7 掘削、ケーブル埋設、埋戻し工事費	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
小計				※※※※	一必要に応じて行数を追加しても結構です。	

【E 計測・表示装置据付工事】

1 計測・表示装置据付工事費						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 据付工事費	*	人工	※※※※	※※※※	●人/日×●日	
小計				※※※※	一必要に応じて行数を追加しても結構です。	

【F 試験調整】

1 試験調整						
項目	数量	単位	単価	金額	備考	
1 機器試験調整費	*	人工	※※※※	※※※※		
2 計測・表示装置試験調整費	*	人工	※※※※	※※※※		
小計				※※※※	一必要に応じて行数を追加しても結構です。	